

9月20日

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時00分開議）

○議長（兼田勝久君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（兼田勝久君） 日程第1、一般質問を続けます。

まず7番、法元隆男議員の発言を許します。

○7番（法元隆男君） 登壇

おはようございます。本日1番目の質問をさせていただきます。

通告しております3点について順番に質問いたします。

まず始良警察署の移転について。

始良警察署が加治木地区から始良地区に移転することになりました。本署が移転することにより防犯の領域が著しく変わることになりますが、その対策について問います。

2点目、選挙における期日前投票について。

期日前投票が実施されるようになってから、当日日に都合の悪い人にとって、以前の不在者投票に比べて簡便な方法であり、大変好評であります。

要旨1、さきの県議会議員選挙において合併している地区がまだまだ十分に一体感を有しない時期に、各地区の期日前投票日の期間に相違がありました。公平性を欠けるというふうに多くの方から意見をいただきましたが、そのように決められた経緯について伺います。

2番目、今後の選挙、特に平成26年4月に予定されている市長及び市議会議員選挙について、期日前投票についてはどのように実施されますか。それについてお答えください。

3番目、項目3、市道側溝の維持管理について。

ふたつき側溝について、規模によっては、その開閉は専用の器具を必要とします。地域住民が美化活動等で掃除、清掃するときに、ふたがあげられないということで掃除ができません。

要旨1、市内全域のふたつき側溝の泥堆積状況をどのように把握しておりますか。

要旨2、定期的に、3年ないし5年、市内全域を順番に点検していくような体制はとれないかということについてお答えください。

当初の質問を終わります。

○市長（笹山義弘君） 登壇

法元議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、2問目の選挙における期日前投票についてのご質問につきましては、選挙管理委員会のほうで答弁いたします。

1問目の始良警察署の移転についてのご質問にお答えいたします。

巡回連絡やパトロール等、地域に密着した活動は、主に交番が行っており、事件・事故等、発生時の応急処理を主に行うのも交番やパトカー勤務員等の地域警察官であります。

特に、夜間において、これらの地域警察官は、常時パトロールを行っており、事件等発生の際には、

警察署や交番からではなく、パトロール先から駆けつけるという対応を行っているとのことであり、
す。よって、警察署が移転したことによりパトロールの実施区域が大きく変わるということもなく、
防犯の領域に大きな変更はないものと考えます。

県警においては、パトカーやバイクをふやし、機動力をアップさせるなど、今まで以上に交番機能
の強化を図る計画であるとお聞きしております。

ただし、現在の始良警察署が所在する加治木町港町は、飲食店街や港湾施設等を抱える防犯上、重
要な地域でありますので、本市におきましては、始良警察署移転と同時に、同地域に交番等の警察施
設を新設していただくよう7月14日付で要望書を提出したほか、始良市地域安全パトロール隊の加治
木方面隊を結成して警察と連携を図りながら地域の安全・安心確保のため、防犯パトロール等の強化
に努めているところであります。

次に、3問目の市道側溝の維持管理についての1点目と2点目のご質問につきましては関連があり
ますので一括してお答えいたします。

市道は1,446路線、総延長約688kmで、日々の道路パトロールなどを行いながら維持管理に努めて
おります。側溝内の土砂や堆積物の除去、清掃は自治会や地域住民の方々に行っていただき、発生し
た廃土などは市で回収をしております。

また、側溝ふたの取り外しを行う場合は、器具の貸し出しを行っております。土砂の堆積状況の把
握につきましては、全路線の状況把握はできていないのが現状であります。

現在、道路パトロールや地域住民の通報などにより、土砂の堆積量によっては、清掃の専門業者に
委託したり、市で土砂の除去を行っております。また、さきに述べましたように、市道延長が約688km
と長いため、定期的ではなく、側溝勾配が緩やかで、土砂が堆積しやすい路線のパトロールや点検を
充実させて対処してまいります。

○選挙管理委員会委員長（恒見勝則君） 2問目の選挙における期日前投票についての1点目のご質問
にお答えいたします。

平成15年に導入された期日前投票制度は、投票の当日に業務や旅行等で投票することが困難である
と見込まれた選挙人が、選挙の期日の告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前
投票所において投票することができる制度であります。

この期日前投票所を2カ所以上設置する場合は、1カ所の期日前投票所を除き、市町村選挙管理委
員会が指定した期間に限り設置することができることとなっております。

さきの県議会議員選挙における期日前投票所は、本庁及び総合支所2カ所に設置いたしましたが、
加治木及び蒲生総合支所では、昨年執行された参議院議員通常選挙の期日前投票期間中の投票者数が、
前半は平均投票者をすべて下回り少人数であり、後半に大多数の方が集中しておりました。また、3カ
所の期日前投票所どこでも投票できることから、4月6日から9日まで4日間設置いたしました。

2点目のご質問についてお答えいたします。

近年、期日前投票制度も選挙人に浸透しつつあり、また選挙ごとに期間が異なっておりますので、
投票率の向上を図るためにも、期日前投票所の設置期間につきましては、今後、近隣市町の実施状況
を見極めながら検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○7番（法元隆男君） 7月14日付で要望書を出されたということでお話を回答にいただいておりますが、要望書は、どのような内容で、その反応は少しはありまして、何か打ち合わせか何かされましたでしょうか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

内容をかいつまんでお答えいたしますと、「現在の始良警察署の移転に関して、交番などの警察施設が加治木町港町地域に新設されることを強く要望するものであります」というような内容で要望書を7月14日に提出をしております。

それにつきましては、加治木警察署のほうからは、この要望書を鹿児島県の県警本部長におつなぎをしますということで報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○7番（法元隆男君） 今現在、特に地域の地元の方々から要望書とか、陳情などが、もう市には出ておりますか。

○選挙管理委員会委員長（恒見勝則君） お答えいたします。

9月9日、加治木地区自治会連絡協議会、会長様から市のほうにも加治木警察署長及び鹿児島県警察本部長に要望書を提出したという旨の文書での報告がございました。

以上でございます。

○7番（法元隆男君） ということは、現在、今のところ1カ所ということでしょうか、地元のほうでは、今もう数多くの署名運動をしながら地域住民の方たちが、もう必死になって、警察署が移転することについての、やはり不安感というものを物すごく持っております。

そこでちょっと質問いたします。そのパトロールについては主に交番がやっているということで、加治木の場合は、あそこの木田にあります交番だと思っておりますが、本署は、そういった機能は全然持っていないわけですか。そういったような緊急の事故や、そういった発生のおきに、そこから本署から動員したりするということはもう全くないのでしょうか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

答弁の中でも市長が申しあげましたように、パトカー、勤務員等がいち早く現場に急行して対応するというようにしておりますが、その際、手に負えない事案等の場合等におきましては、本署に応援を得て処置をするということが行われているようでございます。

以上でございます。

○7番（法元隆男君） やはりその辺の機能が、今まで長い間、昔は加治木警察署とっておりましたけれども、昔は今は加治木はあそこに郵便局があるところに昔はありましたですね。そこから移転して、もうどのくらいになりますか。そして、今の港町というところに警察署の本署が移されて、それで、やはりそのまちづくりの一環の中で飲食店なんかもどんどんそこに張りついてきたと。やはり警察署があるということによって安全が非常に担保されるという、我々一般住民から見ると、もう

当然そういうことが、そういうイメージで動いております。

そういうことで、今この回答にありますように、現在の始良警察署が所在する加治木町港町は飲食店や港湾施設等を抱える防犯上重要な地域であると。そして、本市においては、始良警察署移転と同時に、同地域に交番の警察施設を新設いただくようにというようなことで要望を出されておりますが、その辺のところの、市長にちょっとお伺いいたしますが、見直しはある程度つけていらっしゃいますか。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

始良警察署に直接出向きまして、署長等にもこのことを重ねて要望しているところでありますが、警察庁の通達等により、全国的に警察官の定数の削減等が指示があるというふう聞いております。したがって、鹿児島県全体においても、交番を含めて警察署のあり方等再編計画があるというふう聞いています。

そういう背景はありますけれども、始良市といたしましては、その始良警察署が港町地区にあったということによって、この繁華街、飲食店や港湾施設があるということから、やはり防犯上の抑止力といえますか、そういう必要からぜひとも建屋、そしてこの交番のあり方等については始良市としての要望をさしていただいて、その方向で取り組んでいただきたいということの願いをしてきたところであります。

○7番（法元隆男君） 始良警察署に行きますと、署長さんがいらっしゃいますよね。県警について、どの程度の権限をお持ちかどうかわかりません。そこに要望すれば、本部のほうにも行くというようなことですが、もう地域住民にとって本当にこれは要望している懸案であります。

先日、副市長がお答えになりました言葉じりをあれして申し上げるつもりはないんですが、機会がありましたらというようなお話しされました。非常に私は失礼ながら個人的には憤慨いたしました。

市が、市の本当に住民の安全を守るために市全体でぶつかって、市で、みんなで、しかも地域住民の方は、今後恐らく、そういった要望で、もう署名運動で、もう今署名運動中でありますので、まだそれが明らかになっておりませんが、もう大きな要望、特にあの辺の港町かいわいを中心として、もう市、加治木については、加治木全域からそういったような不安の話が出ております。

市として、本部のほうまでしっかりとお願いに行くというような態勢はとれませんか。

○市長（笹山義弘君） 先ほどお答えしましたように、過日、始良警察署には出向いてお願いしておりますので、そのことは本部に恐らく届いていると思いますが、その後の経緯等々について、もう一度お尋ねいたしまして、その状況によって、私といたしましても、市としてどのようにこのことについて市としての取り組みをどのようにするかということも今後検討をしていきたいと。

そのことをもって、また県警本部のほうにも必要があれば出向いていきたいというふうに思っております。

○7番（法元隆男君） やはり、今市長がおっしゃったような、この回答書にもあります。

先日、同僚議員が、先にこのことについて質問されました。私は2番手の質問になりますけれども、総合的にいろいろ判断したりしますと、やはり今の状況でいくと、もうあれでなし崩しに、そのまま

県警本部の方向のままで、そのままでもう何もそこには交番とか、駐在所とか、そういったのも置かれないう状況が何か見えてるような気がいたします。

しかし、やはりそういった熱い気持ちで、もう本当に市長、始良市の、特に加治木のそういった地域については、もう大きな問題であります。それはもうおわかりだと思いますが、本署が移ってしまうわけですね。そこに何も残らないと。せめて交番だけでもというふうにみんな、せめてですよ、せめて交番だけでもというような気持ちでやっておりますが、それをもう一つ前向きに、もう始良警察署にまず問い合わせることが一番でしょう。本部のほうはどんなでしょうかというようなことから始まるんですが、もう当たり前の回答しか来ないような気がいたしますが、そこでもう乗り込んでいってでも、市としての要望をしていただくというような、そういったような、もっと熱い気持ちで交渉される気持ちはありませんでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 先ほどお答えいたしましたように、県警の県の全体としての再編計画というのが一つにあるわけでございます。このことと、始良警察署がこのたび移るということについては、少し違う次元のことだというふうに思います。

たまたま再編計画がある中で、始良警察署を建替の予定があったと聞いておりますが、順番的には次の次というふうに聞いておったところでもあります。そういう中で、始良市が誕生したことによって、県警といたしましても、その警察機能のあり方、そういう位置とか、いろいろな検討をされたんだと思います。そういうことを含めて、その始良市における始良警察署のあり方ということの方向性をお示しになられたというふうに聞いております。

そういう中で、市といたしましては、この始良警察署の機能が十分に果たせるようにということで、市といたしましても、できる手だてはするということのお約束をしているわけでありまして。事々、さように県の施設であっても、その所在する市の協力なくしては、この運用はできないわけでありましてから、互換の関係でいきますか、お互いに機能を高めるためには協力が必要ということは、県のほうも認識いただいているというふうに思います。

したがって、今度は始良市における警察署のその位置のあり方ということについては、県警のご判断でありましたけれども、その防犯上の関係等から、始良市といたしましても、その警察力、そのバランス等々がやはり図られるべきであろうということは考えているところであります。

したがって、先ほど申し上げましたように、市としての考えも今後ともしっかりと県のほうには要望を出さしていただいて、そしてできるだけその方向で進めていただけるように、市としてもできる限りの努力をしていきたいというふうに考えているところであります。

○7番（法元隆男君） 先ほどの回答書の中で、本市におきましてはということから、「始良市安全パトロール隊の加治木方面隊を結成し警察と連携を図りながら」というくだりがあります。これについて、もうちょっと詳しく説明していただけませんでしょうか。市として、安全パトロール隊を結成するという意味でしょうか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答え申し上げます。

始良市地域安全パトロール隊加治木方面隊と、4月の13日に8名の方面隊で結成をされております。巡回する際は、クルマの天井に青色の回転灯をつけて巡回をしております。なお、徒歩等でも巡回を

しておりますが、その際は、警察と連携を図りながら、特に利用者の多い場所、それから駅の周辺、公園の周辺等を重点に、夜間、防犯パトロールが行われているところでございます。

以上でございます。

○7番（法元隆男君） それとまた、ちょっと基本的な質問ですが、今加治木の場合は木田の交番ですか、駐在、交番でいんでしょうかね。そのみが、加治木地域全体のパトロールとか、そういったのをやっているんでしょうか。本署は、その辺は全然感知してないんでしょうか。その辺のところもちょっとお答えください。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） 議員仰せのとおりでございます。

○7番（法元隆男君） 警察署が実際に移転するのに、二、三年まだあると思いますが、今後、地域住民の方たち、まだまだ警察署が移転すると知らない人もたくさんいらっしゃいます。

それで、今後、ますますまたそういったことで危機感を感じながら、地域住民の方たちが、恐らく市に対しても要望が出てくるというふうなことを予測いたしております。そういったときに、今後、先ほど申しましたように、市としましても、もう本当に住民の立場に立って、この本署が移るということに対する不安、そういったような、いざとなったらまた本署に応援をいただくようなことも今まで随分あったんじゃないかと思えます。

港町のあそこの飲食店街、特に飲食店といいましても風俗営業であります。夜中です。夜、大体もう深夜になったときにいろんな事件が起こったりするときに、そういう事件を、今まで新聞でも相当出ておりますし、本署の警察署のほうに連れて行かれたりというようなことをかいま見ております。そういったときに、近くにそういったものがあるということが、抑止力に、もう相当なってる。先ほど市長、おっしゃいました。そういったことによって、今までそういったような安全ということについて担保されてきたんじゃないかと思っております。

今後、ますます、またこの件に関しては、そのたびにいろいろとまたお聞きすることがあるかもしれませんが、今後ますます住民のために、もうできましたら、加治木警察署だけではなく、もう本署に対してやっぱりそういった方針が、県警の方針が決まってるからどうにもならないんだというようなことを言ってこられたら、これは何にもならないわけですから、その辺のところを頑張ってくださいように要望いたします。提言して、次の項目に入ります。

2項目めの選挙の期日前についての、先ほどの回答をいただきました。平成15年に導入されたということで、そして期日前選挙は2カ所以上設置する場合は、1カ所の期日前投票所を除いて選挙管理委員会が指定した期日に限り設置すると。

それで、始良市の選挙管理委員会が、1カ所プラス2カ所ということになって、そして、蒲生と加治木が4日間だったということで、その本庁のほうの始良では8日間ですよ、期日前投票があったということに対して、やはりそこでちょっと矛盾をお感じになりませんでしたか。選挙管理委員会としては。

○選挙管理委員会委員長（恒見勝則君） 担当課長がお答えいたします。

○選挙管理委員会事務局長（榎田敏行君） 選挙管理委員会事務局の榎田です。よろしくお願いいたします。

お答えいたします。

今回の県議会議員選挙につきましては、先ほど、議員仰せのとおり、本庁につきましては、フル期間で8日間、それから各蒲生と加治木につきましては4日間設置いたしたわけなんです。設置期間につきましては、先ほど答弁の中にもありましたとおり、1カ所を除きまして、1カ所は必ず全期間8時半から午後8時まで設置することになっております。それから2カ所目以上につきましては、各選挙管理委員会の判断でということになってるわけなんです。そちらのほうにつきましては、法の指針もありますので、そちらの規定にのっとりまして開設いたしました。

以上であります。

○7番（法元隆男君） 規定にのっとりましてということは、選挙管理委員会が指定するのは、自由にできるから、そういう自由に4日間にしたという意味でよろしいんですか。

○選挙管理委員会事務局長（榎田敏行君） お答えいたします。

議員仰せのとおりでございます。

○7番（法元隆男君） 私は、先ほど質問申し上げたのは、2カ所が4日間で1カ所だけが8日間で、それでそういったような矛盾とか、そういったのをお感じになりませんでしたかということをご質問した。

ついでに、それに加えて、その後か、その選挙中か、地域住民の方からは、何かそういったようなことで問い合わせとかそういったのはございませんでしたか。おかしいんじゃないかというようなことについてですね。

○選挙管理委員会事務局長（榎田敏行君） お答えいたします。

苦情といいますか、直接電話等をいただいたのは数件、選挙管理委員会のほうに電話があったということで報告を受けております。

それから私のほうで、直接選挙管理委員会のほうに2人の方がいらっしやいまして、一応説明を申し上げて理解をいただいていることと思っております。

以上です。

○7番（法元隆男君） やはりそのときの選挙にも、我々も興味を持って、いろいろ見ておりました。特に、始良市の本庁のほうの8日間以外の、恐らく2カ所の部分だと思いますが、非常にそれは不公平であると。それで一般的に考えても、不公平だと思うんですよ。

こう言うては何ですけれども、まだまだ合併して、そんなに日がたってない、1年ぐらいのときですよ。やはり始良市と加治木からやはり候補者が出て、やっぱり期日前投票というのは、なかなか自由のきかない方たちのためだけではないんですが、そういった方も多いです。そういったときに、もう始良市の本庁のほうまで行くにはもうというような方もいらっしやると思うんですよ。

それと、その4日、最初の、ここに書いてございますが、衆議院選挙のときに前半が少なく後半

にだつと——どつと多数の方がいらっしゃつたと。それもあるかもしれません。しかし少数でも投票された方はいっぱいいらっしゃるわけですよ。そして、そういった期日投票を知らなくて、そうかといつて期日前にいらっしゃる方もいらっしゃつたと思うんですよ。

特に今度、2点目の質問について今後検討するというようなことですが、近隣市町村のは、どの程度参考にされましたでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（榎田敏行君） お答えいたします。

昨年の参議院選挙の事例であります、主なところを申し上げますと、鹿児島市が、本庁はフル期間で、それから各支所につきましては、告示後10日以降ということになっております。

それから霧島市、薩摩川内市、鹿屋市も、ほとんどが支所のほうにつきましては、告示日以後、8日間ということになっております。

以上であります。

○7番（法元隆男君） 合併した期日が違いますよね。もう4年間ぐらいのずれがあつて、先日の選挙の場合は、もう本当に市になって1年ぐらいのときでした。そういったことも含めて、やはり選挙というのは公平であるべきだと私は思います。そういったことをもう一番大事に考えていただいて、多くの方が、やはり8日間の地区の方たちは、別に何も無いと思うんですよ。4日間に区切られたところの地域の人たちは、やはりたくさんの方々のそういったような不満とか、不公平感を持っております。その辺のところをしっかりと見据えて、今後計画されることを要望いたします。

次の3点目の質問に入りますが、やはりふたつきの側溝の場合は、ふたが重くて、人の手ではあけられないと。大体、年間に2回か3回は、一斉美化作業というなんかもありますね。それで、地域でそういったような溝さらいという、よく言っております。ふたがないと、みんなこうきれいに、お互い自分の家の前だけでもやるんですね。ところが、ふたがあるとなると、これはもう今のやつは、ある道具を使ってやらないとあけられないというのがあつて、ある程度穴あきの側溝もありますが、その辺から眺めるぐらいしかなくて、なかなか中が完全にわからないと。

実は、先日、そういうことに物すごくかいま見たことがあります。ある造成するところがありまして、その造成するところ、7区画の造成があつたんですが、その区画の接しているところの側溝を全部開いて、そこで溝さらいをするときに確認いたしました。30cmの側溝があります。その30cmの側溝の中で、もう25cm以上、もう泥でようかんのように固まっております。それで、そこからこう切つて範囲の、今造成される範囲のところは全部泥を出されたんですよ。

そうすると、今ここにも携帯の写真に撮っております。よければまたお見せいたしますが、もうそこそこ切つたところを見ると、もう本当によかんみたいですね。もう固まって、もう——ということは、5cm弱しかないんですよ、30cmの。30cmの深さがあつて、30cmの幅がある側溝ですね。ほとんどが、大体それとか25cmとか30cmですよ。だから、そういうのは、もう全く側溝として機能してないと思います。そういうところが、ですから、市内には、もう数多くあるんじゃないかな。しかし、そういうところばかりではございません。やはり、きのうもちょっと近くを眺めたりこうしてましたら、それでもやっぱり泥は結構たまっております。

そういったようなことで、今後、それをどうするかと、今おっしゃつたように、側溝を上げる、ふたをとる、そういったような道具の貸し出しはするというようなこと、そういったことをもっと周知

徹底して、その美化作業のときに、そういう側溝の清掃もお願いするような形でないと、側溝が、せっかくのいい側溝、しかもふたがついたためにわからないと。これは非常に矛盾することでありまして、その辺のところ、もうちょっと啓発するという何か手だてはございませんでしょうか。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

今、議員のご指摘の部分が、私なんか把握されてない部分もあるかもれません。通常の場合は、ふたがあってあけられないようなところは、5 cm以上、私なんか調査するのはピンポールといいまして、10cmずつ、白と赤の印のついたのではかるわけなんです、それで5 cm以上がたまってる場合は、通常全部、泥を上げてるわけ。ふたであけられない場合は、あけられないところはバキュームカーですかね、委託をお願いしまして、それで吸い取ってるという方法をとっております。

それ以外は、また先ほどの答弁にもございましたように、地元の方たちのご協力によりまして清掃していただいたのを、今度は、それを後片づけをするという形にしております。

それとまた、うちで頼んでおります管理のほうで、そういう特に詰まってるようなところは上げてるところですが、先ほど言われた部分は、ちょっと調査不足だったかもしれません。今後、その辺は十分調査しながら上げていきたいと思っております。

○7番（法元隆男君） 勾配があるところ、ないところというのが、やはりポイントだと思います。勾配のないところだったんだと思いますが、もう本当に、恐らくふたがある、そういったような地域のやつで、もう10年どころじゃないでしょうねえ、もう下手したら20年ぐらいそのままの状況で、中の泥さらいはやっていないという状況でないと、そういうことにならないと思うんです。

これも今後、そういった今ここで回答いただけてますように688kmあると、これはすごい長さでありますので、それを徹底してというのも、これも少し無理がありますが、そういう地域住民の方たちも、ご自分たちの範囲のところだけでもやるというような態勢のために、もうちょっとそういったような運動、市として皆さんにお願いするとか、そういったことをしないと、本当に30cmの側溝が5 cmもないぐらいの、全部下からも固まっていますので、5 cmぐらいの側溝をそこに入れたというだけの機能しかやって、それももう10年どころか、そういった状況になっているのは、もう恐らく20年ぐらい、15年か20年たってるだろうなというような想像をしてるんですけども。

ですから、そういった、恐らくパトロールというのをもうちょっと密にさせていただいて、それで地域住民に側溝のふたの開閉をできるようなことで、そういったような運動を、建設課としての運動をもうちょっとされるというような、何かそういった方法をとられる意思ありませんか。もうちょっと積極的にですね。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

年に2回、正月前と夏場に清掃活動を行って、一斉美化作業を行っていただけてるところですが、その中でも、その貸し出し等、ふたを上げる貸し出し等、そういうものの啓発ですか、それとまたふたのかかってないところの清掃ができるような、協力できるような啓発活動をまた行ってまいりたいと思っております。

○7番（法元隆男君） やはり、そういった側溝の、やはりしっかり機能させるためには、やっぱりパ

トロールしながらしていただくのがいいんじゃないかと思います。

それと、今先ほど申しました具体的に申していいかどうか、実は、役場、加治木の総合支所から行きます鉄橋の下をくぐったところに造成を7区画やっております。そここのところの田中公民館というところのつなぎのところで、私はしっかり確認したんですが、市道になっておりますね。その造成したところは業者がやりましたが、それ以外は、すぐ市がやるというようなことで報告は受けておりますが、それもうされましたでしょうか。おわかりにならなければ結構です。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

ここは本年度、その部分はやってないようですので、今後、早目に発注できるようにやりたいと思っております。

○7番（法元隆男君） それを確認したのが、もう3か月ぐらい前ですから、もう本来ならば、もう梅雨前でしたので、梅雨を控えて、やはりもう少し、そういったものに対しては真剣に取り組んでいくべきではないかという提言を申し上げて終わります。

○議長（兼田勝久君） これで法元隆男議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。10分間といたします。

（午前9時44分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時55分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。

次に、11番、竹下日出志議員の発言を許します。

○11番（竹下日出志君） 登壇

公明党の竹下日出志でございます。東日本大震災の発生から半年が過ぎました。また今回の台風12号による豪雨で多くの人命が失われ、孤立した町もある中、懸命の復旧活動が進んでいます。

改めまして、東日本大震災並びに台風の被災者の皆様方に心よりお見舞いと、一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

公明党は、さきの国会で、東日本大震災の皆様の声を受けとめ、生活再建や復旧・復興に向けて全力で対応、政府に対し政策提言16回、766項目の提言や申し入れを行ってまいりました。本来であれば、政府与党が復旧・復興に向けてリーダーシップを発揮し取り組むべきですが、民主党政権の対応はあまりにも遅い、鈍い、心がないという状況です。そこで、公明党が先頭に立って他の野党に働きかけながら、さまざまな法案を議員立法として提案し成立を推進してまいりました。

また、政府の対応を厳しく批判してまいりましたが、批判のしっぱなしではなく、全国3,000人を超える地方議員と国会議員がしっかりと連携し、現場の声を吸い上げ、具体的な提言をして政治を前に進めてまいりました。

例えば、公明党の提案が実現し、衆参両院議員の1人当たり月額50万円、4月からの半年間で300

万円がカットされ、総額22億円が復興の財源に充てられました。また、復興基本法は、公明党の案を丸のみして成立しました。さらに、災害弔慰金を兄弟・姉妹だけで暮らす家族にも支給する法改正や原発事故の被災者に対する賠償金の仮払い法、義援金の差し押さえ禁止法など、公明党は28本もの議員立法の成立をリードしてまいりました。これからも公明党は被災地の方々に寄り添い、復旧・復興に向けて全力で取り組んでまいります。

私は、さきに通告しました5項目について質問します。

はじめに、安全・安心な水道事業について質問します。安定した飲料水の供給として、本市の上水道事業による送水管・配水管等のうち、法定耐用年数40年を超える老朽管路は、管路総延長の約10%を占めており、漏水事故が後を絶たない状況となっています。

また、平成22年度末の上水道給水区域内の人口は7万1,347人で、そのうち給水をしている人口が7万1,231人となっており、給水普及率は99.8%で、ほぼ全家庭に給水しています。一方、給水区域外の非公営の小規模水道については、組合員の高齢化等により維持管理に支障を来し、水質面でも危惧される施設も見受けられることから、公営水道への加入の要望も一部にあります。水源の確保、地形の高低差、給水区域からの距離が長いなどの問題を抱えており、事業費高騰のため、公営水道の給水区域拡張の阻害要因となっています。

そこで、蒲生地区では、飲料水供給施設を地域の自治会で管理しているところがあります。安心・安全でおいしい水の供給と施設の維持管理するため、市の飲料水供給施設として整備する考えはないか伺います。

次に、地球温暖化防止策と熱中症対策について質問します。

近年、全国的に猛暑による被害が深刻化し、特に昨年は熱中症による死者が1,718人と前年の7倍以上にも及び、大災害といってもよい状況にあります。このような状況にかんがみ、公明党は昨年夏、猛暑対策ビジョン2010を発表し、関係各方面に働きかけたところであります。本年の夏も猛暑が続き、6月の熱中症、搬送者数が全国で6,877人と昨年の3倍にも上っており、このままでは昨年以上の大きな被害が出てしまうことが懸念されます。

国では、環境省が中心となって熱中症対策関係省庁連絡会議を開催していますが、人も予算も不足しており、十分な成果が出ているとはいえない状況であります。また、この猛暑の構造要因の一つであるヒートアイランド現象や地球温暖化についての対策も非常に重要であります。

そこで、要旨1点目、熱中症死ゼロを目指して、国と自治体の連携で効果的な啓発活動の推進が求められています。高齢者や障がい者、乳幼児など、熱中症の危険の高い人に対して熱中症対策はどのように取り組むか伺います。

要旨2点目、熱中症から子どもたちを守ろうと、鹿児島県志布志市は、今夏、熱中症事故を防止するため、市内の小中学校の全学級と市教育委員会に、熱中症計を配備しました。本市でも熱中症計を配備する考えはないか伺います。

要旨3点目、公共施設等で水分補給できる休息所を開設するクールシェルターの設置は考えないか伺います。

要旨4点目、ヒートアイランド現象の緩和を目的に、水を細かい霧状にして噴射し、その霧が蒸発する際に大気中の熱を奪っていくことを利用して冷却するドライ型ミスト装置が全国的に設置されています。本市でも、熱中症予防対策としてドライ型ミスト装置を公共施設等に設置する考えはないか伺います。

学校の芝生化について、昨年の9月議会で提案しました。校庭の芝生化は、年次的に段階的に取り組んでいきたいと答弁されました。現在、始良小、加治木小では、全面芝生化ではなく、校舎近くの幅約10m、横約80mが芝生化され、砂ぼこりと照り返しを防止する効果が出ています。

そこで要旨5点目、屋外教育の充実や児童けが防止のほか、砂ぼこり飛散防止、ヒートアイランドの抑制、景観改善など、多様な利点がある校庭の芝生化を推進する考えはないか伺います。

次に、心の健康対策推進について質問します。

日本の自殺者は平成10年から12年間連続で年間3万人を超え、深刻な事態が続いています。鹿児島県でも年間約500人の方々が自殺でその命を失っています。交通事故死亡者の約5倍とされています。自殺は家族や周りの人々にも大きな悲しみと長く深刻な影響をもたらします。

そこで、社会構造の変化に伴うストレス社会の影響で、うつ病など、心の病やドメスティックバイオレンス（DV）、配偶者などからの暴力、児童虐待など、国民の生命や生活を脅かす深刻な事態がふえています。

そこで要旨1点目、地域や職場、学校で心の悩みが大きい人やうつ状態に陥っている人を早期に発見し、適切な相談や専門家を紹介し治療することができるネットワーク体制を構築し、素早い対応を行う考えはないか伺います。

要旨2点目、地域住民に対する自殺に関する教育や啓発運動、心の電話相談などを充実させる考えはないか伺います。

次に、市民の力を生かすボランティア活動について質問します。

平成22年度に実施されました始良市高齢者実態把握調査報告書によりますと、住み慣れた場所で安心して過ごせる社会づくりに向けて、県や市に力を入れてほしいこととして、在宅で生活を続けられるような多様な福祉サービスや介護サービスの整備、健康づくり、介護予防や認知症予防のための取り組み等の項目に市民の要望が集中していました。

また、地域における見守り活動の促進、高齢者に対する犯罪や交通事故防止などが市民の求めるものとして上がっています。これらのニーズを充実させていくためには、地域内の自助・共助の意識が芽生えるための関係づくりが重要になります。特に、本市はベッタウンということもあり、地域内における住民同士の関係づくり、互助に向けた取り組みをしていく必要があります。

そこで要旨1点目、高齢者の見守りや孤独死の防止対策として、また地域の共助力を高める取り組みとして、朝起きたら「黄色い旗」を玄関先に掲げ、夕方には家の中にしまう。そして旗がないときは、近隣の住民が安否を確認するという毎日の取り組みである「黄色い旗運動」を実施する考えはないか伺います。

要旨2点目、始良市在住の65歳以上の方が、ボランティア活動を通じて自分自身の健康増進と介護予防を図り、生き生きとした地域社会づくりを推進することを目的とした介護保険ボランティア・ポイント制度を導入する考えはないか伺います。

次に、安全・安心なまちづくりについて質問します。

本市では、高齢者や障がい者などの安全・安心を確保するため、緊急時の医療活動を手助けする救急医療情報キット、始救あんしんキットの配布を9月1日から始めました。緊急連絡先や持病、かかりつけ医、健康保険証のコピーなど、本人の情報を専用のプラスチック容器に入れて自宅で保管します。万一のとき、駆けつけた救急隊員が迅速、かつ的確に応急処置や搬送などを選択できる仕組みであります。保管場所は、救急隊員が自宅に駆けつけたときに見つけやすいように各家庭にある冷蔵庫

としました。

災害発生時に避難所へ逃げる際は、冷蔵庫から取り出してそのまま持ち歩くこともできます。キットの配布は、市内に居住し65歳以上の高齢者・障がい者や療育手帳を交付された人がいる世代が対象になっています。

そこで、高齢者や障がい者、健康上、不安を抱えている人の安全・安心のために医療情報を入れたキットを冷蔵庫に保管する救急医療情報キット、始救あんしんキットを希望する世帯へ配布する考えはないか伺います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

竹下議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち2問目の地球温暖化防止策と熱中症対策についての2点目と5点目のご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の安全・安心な水道事業についてのご質問にお答えいたします。

蒲生地区の飲料水供給施設は、合併時の資料によりますと、11地区で147戸あるようであります。蒲生地区では、始良市が管理している簡易水道施設が2地区あり、この簡易水道の給水区域に近接した飲料水供給施設については、現在検討中の水道の統合計画において区域を拡張し、簡易水道として管理するよう検討することが望ましいと思われまます。

また、簡易水道の施設等から遠く離れた地域におきましても、飲料水供給施設として始良市で管理することは可能であります。施設の状況により、設備投資に多額の費用を要することも考えられます。いずれにしましても、水道料金の問題等が発生しますので、地域住民の要望等をお聞きし、今後、調査を行って、施設の整備改善に努めてまいります。

次に、2問目の地球温暖化防止策と熱中症対策についての1点目のご質問にお答えいたします。

熱中症を予防する対策として市報等を使った情報提供を行うとともに、市のホームページから県や国の熱中症情報が閲覧できるようにしております。

予防対策としては、高齢者や障がい者、乳幼児など、個々に応じたものが必要かと思われまますが、高齢者につきましては地域包括支援センターが訪問や相談活動の際に情報提供を行い、啓発活動を実施いたしております。乳幼児につきましては、検診等を通じて情報提供を行うとともに、今後も関係機関との連携を図りながら啓発活動を推進してまいります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

全国的にも猛暑の町として知られる埼玉県熊谷市で「暑さ対策」まちなかオアシス事業として、市内公共施設17カ所を水分補給ができる一時的な休息場所として開設されておられるようでありまますが、本県も昨年の7月の最高気温の平均が31.1度、8月が33.4度、9月が31度と30度を超える暑い日が続いておりますので、公共施設に一時的な休息場所の確保ができないか検討してまいります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

今、大都市圏などでは、ドライ型ミスト装置が普及してきており、このドライ型ミスト装置を導入することで、平均2度程度の冷却効果があるようでありまます。本市の公共施設への設置については、今後検討していきたいと考えております。

次に、3問目の心の健康対策推進についての1点目のご質問にお答えいたします。

心の悩みには、身体疾患や過労、失業、病気、人間関係など、さまざまな社会的要因が複雑に関連

しておりますので、これらの悩みを持つ方に対し、迅速、適切な相談ができる体制づくりが必要かと思われま

す。現在、市民生活部や福祉部などのほか、関係部署を集めて、市民への情報提供や迅速な対応を図るためのネットワーク体制の構築に向けた準備を始めております。今後は、このネットワークを活用し心の健康対策推進に努めてまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

我が国の自殺者数は、平成10年以降、13年連続で3万人を超えており、大変深刻な状況が続いております。自殺の問題につきましては、個人的な問題にとらえるのではなく、私たち一人ひとりが自分自身の問題としてとらえ、社会全体で総合的な対策を行う必要があると認識しております。

毎年9月10日から16日は自殺予防週間となっており、本市としましても自殺予防の対策及び啓発の一環として、去る9月12日に県と合同で街頭キャンペーンを実施したところであります。

心の電話相談につきましては、最寄りの保健所、鹿児島県自殺予防センター、24時間対応の鹿児島いのちの電話など、国や県、その他の専門相談窓口等が開設されております。また、本市の取り組みといたしまして、自殺予防に関するリーフレットを全戸配布して自殺予防の啓発に努めるとともに、さきのネットワーク体制を活用しつつ、専門カウンセラーによる職員等の研修等も実施して、相談窓口の充実を図っていきたくと考えております。

次に、4問目の市民の力を生かすボランティア活動についての1点目のご質問にお答えいたします。

黄色い旗運動は、高齢化の進展やひとり暮らし高齢者が増加する中、安心できる地域にしたいという住民の願いから始まったと言われております。この運動は、毎朝、黄色い旗を玄関先に掲げ、夕方には家の中にしまうという毎日の取り組みで、旗がないときは近隣の住民が安否を確認するというものであります。

ただし、ひとり暮らし高齢者宅だけの運動にすると、悪質訪問販売などの被害に遭う可能性が高くなるため、全世帯での取り組みが必要だと言われております。そのため、市内全域での取り組みは難しいと思われま

すが、集落や自治会単位で理解・協力の機運が高まれば実施は可能ではないか考えます。また、現在、地域福祉計画の策定に向けて作業を進めておりますので、民生委員、市民代表、福祉事業所や各種団体などから構成される策定委員会の意見も十分聞きながら、高齢者の見守りや孤独死等の防止策の取り組みの一つとして検討していきたくと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

本年3月定例議会でも同様のご質問をされておられますが、始良市としましても、高齢者の方々が、ご自身の健康増進と介護予防のためにボランティア活動を積極的に行われることについては、ご自身にも受け入れられる各施設にも有意義であり、そのような活動については推進すべきものと考えますので、介護予防事業に位置づけて、介護保険ボランティア・ポイント制度導入に向け準備していきたくと考えております。

次に、5問目の安全・安心なまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

始良市の救急医療情報キットは、始救あんしんキットの名称で65歳以上の方や身体障害者手帳の交付を受けられた方など、健康に不安を抱えている方がおられる世帯を対象に、9月1日から申請された方に本庁舎及び各総合支所の福祉の窓口等で配布を行っております。

まだ配布が始まったばかりですので、今後、申請状況を見ながら市報や民生委員等を通じて普及に

努めていきたいと考えております。

○教育長（小倉寛恒君） 2問目の地球温暖化防止策と熱中症対策についての2点目のご質問にお答えいたします。

近年、熱中症事故は、体育、スポーツ活動時によるものが多く、その件数は、年々増加傾向にあります。このことから、学校には、管理職研修会を通じて適切な対応に努めるよう指導しております。学校への熱中症計の配布につきましては、昨年度中学校へ、本年度は小学校へ配布し、熱中症予防に活用しているところであります。

5点目のご質問についてお答えいたします。

校庭芝生化につきましては、国の緊急総合経済対策における地域活性化交付金事業を活用いたしまして、本年度、加治木小学校と始良小学校の校庭の一部に芝生化工事を完成させたところであります。

この国の交付金事業は単年度事業であり、また現在の文部科学省の学校施設整備にかかる交付金事業では、校庭芝生化の整備については、交付金事業の対象外であることなどから、今後は市単独での事業となりますが、1校当たり多額の経費を必要とすることから可能な範囲で年次的に推進できるように努めていきたいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

○11番（竹下日出志君） 安全・安心な水道事業について再質問いたします。

合併前の第6次蒲生町総合振興計画、2005年から2014年では、上水道以外の区域は、それぞれ湧水、井戸水等を水源として給水しています。これらの水源は、近年の渇水の影響、生活様式の多様化に伴う水量不足が生じています。このような状況から水需要が逼迫した状況にあり、安定した水量、安全で安心して飲める水の確保が求められています。また、給水施設等の老朽化等が進み、施設整備の方針が求められていますというふうにあります。

平成15年7月現在の資料では、小規模の飲料給水施設として、川東中水道組合37戸、西浦地区営農飲雑用水管理組合36戸、新留地区営農飲雑用水管理組合29戸、米丸上営農飲雑用水管理組合25戸、柗野営農飲雑用水管理組合22戸を初め5戸以上の飲料供給施設が11地区147戸あります。

そして総合計画では、基本的な方向として、各地域において安定した水量、安全で安心して飲める水の確保を図るとともに、簡易水道と施設整備事業等の各種事業を導入し施設整備を図りますとありました。

先日の玉利議員の質問で、始良市内には、未給水地域が8地区200世帯あることもわかりました。また、東馬場議員の質問で、加治木地区では市来原地区の営農飲雑用水整備について地域の方々から要望があることもわかりました。

私は、蒲生地区の方から、小規模飲料給水施設で年に1回水源地の整備作業を行っていますが、地区の皆さんも高齢化が進み、配水管等も30年以上たち、漏水事故や施設の老朽化が心配です。合併しましたので、始良市の水道事業として維持管理と整備をできませんかという内容の相談がありました。

そこで、非営農小規模水道及び給水区域内の無水源地域について、行政サービスの平等等の立場からも健康な生活が維持できる正常な生活用水の供給を推進するため、公営水道への加入に向けての意向調査や住民説明会を行う考えはないか伺います。

○水道事業部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

住民の意向調査についての調査をする考えはないかということでございますが、現在水道ビジョンを作成しております。その中で、先ほど市長が答弁申し上げましたが、水道の統合計画も本年度末には、23年度末には策定をする予定でございます。

この中で、水道ビジョンの中でも意向調査等をいたしますが、今竹下議員ご指摘の100人未満の飲料水供給施設につきましては、特段調査をする予定はございませんが、冒頭申し上げました水道の統合計画におきまして、これは始良市内にある水道施設、上水、簡水、飲供につきましては、一元化を図って統合するという計画でございます。28年度までには統合する計画書を今回作成して提出するわけですが、その計画書作成段階で、ここの営農飲雑につきましても、ビジョンと並行した形で調査を行ってまいりたいと思いますので、最初言われた別段、住民の説明会とか、そういうのは計画していませんが、ある種住民の意向を聞く手法で計画を作成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（竹下日出志君） 市長へ伺います。

平成23年度施政方針で、水道事業の予算の執行にあたり、経費節減に努めながら、安全・安心でおいしい水の供給と各施設の維持管理に努めてまいりますと述べられました。今後、水道の無給水地域や小規模飲料供給施設の地域住民の状況を調査、困っておられる方々の声を拝聴するために現地に行かれることは考えておられませんか伺います。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

水道事業については、全体的には安定供給が図られてるというふうに思いますが、今議員ご指摘の未給水地域等々につきましてはの取り組みについては、やはり地元のご要望等をいただいた後であります。地元のご協力もないことには事業ができないこともあると思います。その辺のところ、いろいろご要望等がありましたら、現地はできるだけ見るように努めたいと思います。

また、現に始良地区の一部については、要望がありました点については調査をしたこともあるわけでございます。

○11番（竹下日出志君） それでは、次に、地球温暖化防止対策と熱中症対策について再質問いたします。

ことしの始良市内での熱中症関係での救急車の搬送者数と年齢別の状況はどのようになっていますか。昨年と比べての状況をお伺いいたします。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

熱中症による救急の搬送件数でございますが、23年の5月30日から8月31日までのこの期間におきましては、出動件数36件、36名を搬送いたしております。年齢別に言いますと、13歳以上から17歳まで5人、18歳から39歳まで6人、40歳以上64歳まで9人、65歳以上74歳まで6人、75歳以上10人ということで36人でございます。

22年度は、同じ時期に33件の搬送がございまして、男性20人、女性13人となっております。

以上です。

○11番（竹下日出志君） 熱中症は予防対策が一番だと言われております。重富小学校では学校だよりを通して熱中症の予防を呼びかけています。学校だよりでは、「2学期も始まり、運動会に向けて練習が始まりました。9月とはいえ、今後もまだまだ暑い日は続きそうですので、運動会練習の間は、特に次の4点に留意してください。また、学校でも、健康観察を入念に行うと同時に、室内の温度調整、水分補給、運動量等を考慮しながら子どもたちの体調管理に十分な配慮をしていきます。」とあります。

1点目に、規則正しい生活が一番、早寝早起き朝ごはんを、睡眠時間はたっぷりとりましょう。

2点目に、朝ご飯は栄養価の高いものを。パンやご飯だけでなく、卵、タンパク質やみそ汁、塩分もとりましょう。

3点目に、帽子を絶対に忘れないようにしましょう。また、タオル、着がえ等も忘れないようにしましょう。

4点目に、水分は、こまめにとりましょう。

以上、4点を特に呼びかけています。

教育委員会に伺います。市内の小学校の運動会は、北山小、竜門小、永原小、漆小、西浦小が9月25日、その他の小学校では10月2日に行われます。また、加治木、錦江、建昌、帖佐、蒲生幼稚園では、10月9日に行われます。

今後も、まだまだ暑い日が続きそうです。教育委員会では、運動会へ向けて熱中症対策をどのように考え指示されておられるか伺います。

○教育長（小倉寛恒君） 熱中症対策につきましては、もう夏休みに入る前に、この運動会、体育祭も、当然予想されることですので、いわゆる危機管理対応マニュアルという形で、熱中症対策、それから水難事故、交通事故、こういうことについて、学校管理下で起こる最近の事故というのは、非常に少なくなってきてるわけで、要するに、学校外で、いわゆる保護者の目の前でというのが非常に多く見られるわけですので、保護者のところまで届く、そういった指導体制というものをとるように細かく指示してございます。

当然、体育祭、運動会につきましては、練習時からテントを張って、子どもたちは演技を、あるいは競技をしない間は、練習しない間はそこのテントの中で休むとか、そういう態勢をとっているところでございます。

○11番（竹下日出志君） 熱中症から子どもたちを守ろうと、志布志市では、小学校16校と中学校7校、全学級147クラスに携帯型熱中症計が配備されております。熱中症は、高温多湿などが原因となって起こる症状です。配備された熱中症計は、気温と湿度を計測することで、熱中症の危険度、ランクを、危険、嚴重警戒、警戒、注意、ほぼ安全の5段階で表示し、LEDランプとブザーで知らせる仕組みになっています。

市教育委員会では、今回配布の熱中症計は携帯用なので、屋内の授業や屋外のスポーツ活動にも利用でき、熱中症予防に効果的です。授業中に警報ブザーが鳴ったという学校も既に出ていると、学校における熱中症計の利用効果を強調しました。

そこで、熱中症情報等の素早い対応やお知らせ、声かけ運動、連帯感の醸成、何よりも予防と早期

発見を徹底するため、本市でも、全小中学校の全クラスに、このような熱中症計を、これは金額は1台1,050円となっていますが、これを配備できないかお伺いいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 先ほど答弁いたしましたように、中学校では、昨年すべての学校に2個ずつ、本年度は、小学校にそれぞれまた配布しているところでございます。個々の学級に配布すること、先ほど今議員から価格は提示されましたように、極めて安いものでありますから、それぞれのクラスに配布することはそう困難なことではございません。

しかし、これが大事なことは、やはり全体に同様な指導をしていくということが大事なことであります。今、それぞれの学校で、ほぼ教頭が熱中症計をぶら下げて、毎時間、各教室などを見回りながら、それを、ブザーが鳴ったら、全体に対して注意を促すと。

あるいは、放課後、下校時に、それが鳴るような状況があったら、全員に水を飲ませて、それから着帽させて、寄り道しないように帰るようにと、そういう指示が一斉にできるわけであります。個々の学級に配布するより、学校には少なくあったほうが効果的というふうに私どもは考えております。

○11番（竹下日出志君） 熱中症対策として、路線バスや巡回バス等を利用されてる方から、日中に病院や買い物に行く場合、また通勤、通学にバスを利用される方々から、バス停にベンチと屋根を設置してほしいという要望があります。

市長に伺います。外出した方がクールダウンできる場所として、現在、あるバス停に屋根とベンチを望む声があります。そこで、街角のクールシェルターとして、バス停に屋根とベンチを設置するために、市内の商工会や建設業協会、企業、事業所等に設置を依頼する考えはないでしょうか。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

バスを待たれる間の、非常に日差しが強い日は大変な状況もあることは承知しております。ただ、設置場所のバス停の位置、それから道路状況等もございますので、その点については、全体を調査いたしまして、そのような手だてができるかどうかは研究してまいりたいというふうに思います。

○11番（竹下日出志君） 次に、心の健康対策推進について再質問いたします。

毎年9月10日から9月16日は自殺予防週間になっています。ことしは9月12日、県や県警、司法関係者が鹿児島市のJR鹿児島中央駅前でパンフレットを配り、自殺予防街頭キャンペーンが行われました。

先ほど、市長の答弁で、始良市でも行われたことが報告されましたが、私もこの自殺キャンペーンを見てまいりました。その中で、鹿児島県自殺予防情報センターのパンフレットには一人で悩まずとあります。一人で悩まず電話をとあります。

相談窓口の中で、最寄りの市町村の相談窓口とありますが、相談窓口は、各市町村にお問い合わせくださいとあります。

そこで、始良市の相談窓口はどこになっているのか。どこの課の係になっているのか伺います。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、自殺対策として一番大事なことは、すぐ相談する場所、態勢ができていないかと

いうことであろうかと思えます。

答弁で申し上げましたように、現在、市民生活部、福祉部ほか、自殺にかかる要因のある関係部署が全部寄りましてネットワーク体制の構築を今進めているところでございますが、相談の窓口としましては、当然、この中で福祉部の長寿・障害福祉課、それから健康増進課、そういうところで現在のところは対応しているところでございます。

以上です。

○11番（竹下日出志君） 始良市の自殺者数はどのようになっているか伺います。

○福祉部長（小川博文君） ご質問の自殺者数につきましては、担当課長が答弁いたします。

○福祉部長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） 長寿・障害福祉課の牧之内でございます。それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

始良市内での自殺者数の推移でございます。平成18年14名、平成19年30名、平成20年17名、平成21年15名という状況でございます。平成19年の30名をピークに減少している状況でございます。

以上でございます。

○11番（竹下日出志君） ことしの7月29日付の毎日新聞では、2009年度にうつ病などの精神疾患を理由に退職した国公立学校の教員が約940人に上っていたことがわかりました。文部科学省の調査でわかりました。病気を理由にした退職者を1,893人の半数を占めており、精神疾患で退職した教員数が明らかになるのは初めてで、本格的な教員のメンタルヘルス対策が求められそうだとあります。

定年以外の理由で退職した教員の総数は3万4,635人で、精神疾患を理由にした退職者は全体の2.7%、国公立を合わせた校種別の内訳は、幼稚園229人、小学校354人、中学校194人、男女別では男性306人32.6%に対し、女性が634人67.4%となっています。

また教員のメンタルヘルスに詳しい伊藤美奈子慶応大学教授の話では、教員はまじめな努力家が多く、人に助けを求められずうつ状態になりやすい傾向がある。子どもだけでなく、保護者の対応にも疲弊することがあり、教員が精神疾患を抱えてしまうと、指導を受ける子どもにも影響して悪循環に陥るおそれがあるとあります。

そこで、始良市内の幼稚園、小学校、中学校の教員の方々が、相談できる場はありますか。またメンタルヘルス対策はどのように考えておられるか伺います。

○教育長（小倉寛恒君） 学校職員の悩み、あるいは心の病については、基本的には学校の中における管理職と相談をするというのが基本的なことではありますが、解決が困難な場合には、県の相談事業として教職員巡回相談というようなものがございまして、そういったものを利用するという者が多いと思えます。

まず本来、県費負担教職員でございますので、県の機関として、そういったものは整備されていくのが普通でございますが、始良市の職員として今現在勤めて、勤務している者では、そういった状況が見られるようであれば、いわゆる病休ないし休職という手だてをとって、早目にその解決策を図っていくということを基本にしております。

○11番（竹下日出志君） それでは、次に安心・安全なまちづくりについて再質問いたします。

緊急医療情報キットの配布につきましては、平成21年12月の旧始良町議会、翌平成22年6月の始良市議会で提案し、笹山市長が申請方式による導入の検討を約束していました。

本年、9月1日から始良市は、高齢者や障がい者などの安全・安心を確保するため、緊急時の医療活動を手助けする救急医療情報キット、「始救あんしんキット」の配布を始めました。始救あんしんキットの特徴について、市消防本部では、キットを配布した世帯を通信指令室の地図情報に掲載して、緊急時に活用します。警防課では、安全・安心を確保するために、ぜひ設置してほしいと呼びかけています。

日置市では、公明党の黒田澄子議員の提案で、ことし7月から緊急医療情報キットの配布が始まりました。日置市の消防長の話では、昨年、12月31日からことし1月1日に30回の救急車の出動があり、そのうち5件は心肺停止であり、緊急医療キットの必要性を感じられました。

そして、キットは、消防隊員がペットボトルでつくり、エコになり、ただでできました。また、福祉課長のどうせ配布するなら市民全世帯にとの意見で、中に入れる用紙は、福祉課長がパソコンで手づくりの、また輪転機にかけたものを使い、シールとマグネットのみが購入で、1個当たり約58円80銭で、真心からの手づくりキットがつくれ日置市民に配布されています。これが日置市の消防隊員がつくったキットであります。ペットボトルを切って、この中に医療カードを入れるふうになっております。かかった費用は、この冷蔵庫に張るマグネットシールと玄関のドアに張るシール、この2つで58円80銭かかったということでもあります。

そこで始良市のあんしんキットの作成費用はどのようになっているか伺います。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

キット1セット393円、税込みでございます。内訳をご説明申し上げます。ボトル1本当たり120円でございます、このボトルにつきましては、衛生協会基準商品でございます。材質はポリプロピレンを使用しております、冷蔵庫内で保管するために衛生基準商品を使用させていただいております。

それから、ボトル外のシール、外に巻いているシールでございますが、15円、玄関用の内側のシール、これは予備を含めて2枚お配りをしております。1枚30円の60円。冷蔵庫ドア、外側用マジックシール、これは少しの光でも発光します蓄光式のオリジナルのシールを準備いたしました。1枚90円の予備を含めて2枚お渡しをしておりますので180円。それから中に入れます湿気に強い紙質になっておりますけれども、この用紙が1枚当たり30円、トータル393円となっております。

以上でございます。

○11番（竹下日出志君） 最後に市長へ伺います。

先ほど、日置市の救急医療キットについて紹介しましたが、この日置市エコ救急医療キットは、金がないなら知恵を出せ、知恵がないなら汗をかけとよく聞きますが、知恵と汗を出して市民の安心・安全なまちづくりに貢献される消防隊員の皆様の姿を想像すると胸が熱くなります。

財政が逼迫している中、市民の幸福のために温かな心と実効性のある施策が必要とされます。まさに心と知恵の時代になりました。市長は、始救あんしんキットを希望される市民の皆さんへ早急に配

布するために、日置市エコ医療キットを参考にする考えはないか伺います。

○市長（笹山義弘君） この救急医療情報キットにつきましては、議員ご指摘のとおり、まずその必要性を感じまして、それで配慮いたしまして、そのように手当したところでございます。

この事業始まったばかりで、その効果、それらについてまだ上がっておりません。今後、その動向等をしっかり調査いたしまして、今後、どのように図ればいいのかということは検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（兼田勝久君） これで、竹下日出志議員の一般質問を終わります。しばらく休憩いたします。5分間といたします。

（午前10時52分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時58分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。

次に、22番、新福愛子議員の発言を許します。

○22番（新福愛子君） 登壇

皆様こんにちは。午前中最後の質問者となります。

私は、通告いたしました3つの項目について質問いたします。

はじめに、項目1、高齢者にやさしいまちづくりについて。

本年3月、介護保険法が改正されました。そのポイントとなる団塊の世代が75歳以上になる2025年までを目標とした地域包括ケアシステム構築のために、全国の自治体において認知症対策についても具体的な取り組みが進んでいます。

そこで、要旨1、徘徊される認知症の方を地域で見守り保護する仕組みとして、「徘徊SOSネットワーク模擬訓練」が各地で取り組まれております。本市でも取り組む考えはないか伺います。

要旨2、認知症を正しく理解し、認知症の方や、そのご家族を見守る認知症サポーターを養成する講座を積極的に開催し、認知症サポーター県内一を目指す考えはないか伺います。

要旨3、認知症予防に効果が期待されるという聴力検査を導入する考えはないか伺います。

次に、項目2、防災と男女共同参画について。

1995年の阪神淡路大震災、2004年の中越地震後、国の防災基本計画に女性の参画、男女双方の視点が盛り込まれ、2008年には、「男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」との一文が追加されました。

また、本年策定された第3次男女共同参画基本計画の重点分野として防災が明記されたところですが、本市における防災計画等への男女共同参画の視点を伺います。

最後に、項目3、平和を尊び平和をはぐくむまちづくりを目指して。

要旨1、第6回を迎えた8.11加治木空襲の日・平和の集いも始良市の特色ある行事として知られる

ようになってきました。遺族会の皆様を中心にとり行われる戦没者慰霊祭に、より多くの市民が参加し、戦争の残酷さと平和の尊さを語り継ぐことの大切さを確認し合えるような始良市としての取り組みを考えられないか伺います。

要旨2、この8月12日、市川修一さん、増元るみ子さんが吹上浜で拉致されて33年目となりました。昨年は12月5日のふるさと祭りで、企画部の皆さんと議会有志で、本年1月に開催された拉致問題を考える国民の集いin鹿児島の広報活動としてティッシュをお配りし、被害者ご家族の皆様に大変喜んでいただきました。

本年度の始良市としての拉致被害者家族を支援する活動予定について伺います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

新福議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の高齢者にやさしいまちづくりについての1点目のご質問にお答えいたします。

徘徊SOSネットワーク模擬訓練は、認知症高齢者に対する理解を深め、住み慣れた地域で安心して過ごせるようにするために取り組む必要があると認識しております。そこで、本市においても徘徊模擬訓練に取り組んでいくために、現在、市内の地域密着型事業所等と協議を進めております。また、県内にも徘徊模擬訓練に取り組んでいる自治体もありますので、先進地視察研修をさせていただくよう打診しているところであります。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

鹿児島県内における認知症サポーター数は、本年3月31日現在で3万2,094人、うち本市のサポーター数は1,340人となっており、県内では6番目に多い数であります。なお、その後の養成研修により、7月25日現在では115人ふえて1,455人となっております。

また、認知症サポーター養成講座受講対象者を成人のみでなく小中高生にも広げるために、去る8月24日の始良市子どもサミットでも小中高生向けのテキストを活用し講座を実施したところですが、さらに各種団体の集会等でも開催させていただき、サポーター数県内一を目指して取り組んでまいります。

3 点目のご質問についてお答えいたします。

難聴が原因で人との対話に積極的になれず、閉じこもりになり、認知症やうつ病を発症する高齢者が本市にも少なからずいると思われまます。本市における認知症予防対策は、鹿児島県作業療法士会とともに開催している脳いきいき教室や市報による啓発が主なものとなっております。

ご質問の認知症予防に聴力検査を導入することにつきましては、県内では簡易型の聴力チェッカーを使って高齢者健康教室等で実施しているところもあると聞いておりますので、今後研究してまいります。

次に、2 問目の防災と男女共同参画についてのご質問にお答えいたします。

本市の地域防災計画は、本年2月の防災会議で承認されましたが、今回3月11日に発生いたしました東日本大震災や昨年の奄美豪雨災害等を踏まえ、地域防災計画の見直しに着手しております。

見直しにあたっては、各災害対策部の代表者や地域の代表者及び女性の代表者等から成る地域防災計画見直し検討委員会を発足させ、現計画書に記載されている各種災害への予防、応急対策、復旧・復興に関する内容を精査し、さらに女性や乳幼児、高齢者、障がい者等、男女共同参画の視点を踏まえた計画策定を行いたいと考えております。

次に、3問目の平和を尊び、平和をはぐくむまちづくりについての1点目のご質問にお答えいたします。

昨年度まで、始良、加治木、蒲生地区において10月から11月にかけて戦没者追悼式を開催していましたが、今年度から3地区での式を統合し、10月14日に始良市戦没者追悼式として開催を予定しております。

また、新聞報道等でもありますように、戦没者追悼式に参加される遺族や遺児の方々も大変高齢になり、年々参加できる方が少なくなっており、本市も例外ではありません。戦争犠牲者の御霊を追悼し、戦争の悲惨さや平和の尊さを多くの人に継承していくためにも遺族会の方々だけでなく、一般の市民の皆様にも参加していただけるよう本年度から始良市遺族会とも協議し、ホームページや市報等に掲載して幅広く参加を呼びかけたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

ご承知のとおり、本市には拉致被害者の一人である増元るみ子さんのご家族がいらっしゃいます。7月20日には、同じく拉致被害者である市川修一さんのご家族ほか、拉致が疑われる特定失踪者のご家族が市役所を訪問され、拉致問題の解決に向けた協力を要請されました。

特に、市川修一さんのお兄さんからは、世論を高めるため始良市で署名活動を行いたいとの要望を受けましたので、早速、拉致被害者並びに特定失踪者家族を支援する会鹿児島を通しまして、本市で行われるイベント等をお知らせしたところであります。

現在、本市をはじめ、鹿児島市、鹿屋市、霧島市の拉致被害者、特定失踪者の関係自治体による連絡会の設立に向けて準備を進めているところであります。拉致問題を風化させないためにも、この関係4市による連絡会により、鹿児島県市長会等とも連携をとりながら国への働きかけなどに取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○22番（新福愛子君） それでは、通告に沿って再質問を進めてまいりたいと思います。

はじめに、項目1、要旨1の徘徊SOSネットワークについて質問いたします。

大牟田市というところに、私たち市民福祉常任委員会で、先月、先進地大牟田市に行ってまいりました。大牟田市は、炭鉱の町として、隆盛期、1960年代は21万人の人口でしたが、現在は約12万人、約半分になっております。その中で高齢化率29.7%、10万人以上の都市で、全国第2位という高齢化率でした。そうした深刻な背景もあり、介護保険制度スタート前年の平成12年に、市介護保険課を事務局とした大牟田市介護サービス事業者協議会をいち早く設立、翌13年には、その協議会に大牟田市認知症研究会が発足、以降、行政は研究会の発想や意見を反映させながら支援の仕組みである地域認知症ケアコミュニティ推進事業を広げてこられました。

具体的には、7項目ございます。1点目、認知症コーディネーター養成研修、2、物忘れ相談健診、3、認知症予防教室、4、小中学生を対象にした認知症絵本教室、5、認知症サポーター養成研修、6、ほっと安心徘徊ネットワーク、7、地域認知症サポートチームなどを、中核事業として、市のテーマである「やさしさとエネルギーあふれるまち・おおむた」のまちづくりが確実に推進されてきた様子を学ばさせていただきました。

今回研修した徘徊ネットワーク模擬訓練は、平成16年からスタートし、本年度で何と7回目を迎えるようです。インターネットにも載っておりましたが、本年度は10月24日、日曜日午前9時半から11時

半に大牟田市全域で開催されるようです。

その内容といたしましては、ことしの訓練における3つの重点項目ということで、一人でも多くの市民や既存のネットワークへ、できるだけ早く確実に情報伝達を行い、高齢者とSOSネットワーク実効性を高める。2点目に、行方不明から時間を追うごとに実効性の高い手段を模索する。3点目に、認知症サポーター養成講座を生かし、声かけの訓練を行い、日ごろから見守り、支える地域住民の意識を高めるということで、市民の皆さんもぜひ声かけしてくださいということで、徘徊者の情報などは一切伏せておいて、訓練を行っている2時間は、大牟田市内に確実に徘徊の方がいらっしゃいます。もしやと思う人がいらっしゃったら勇気を持って、「何かお困りですか」、「大丈夫ですか」などと優しく声をかけてくださいというふうに周知しておられます。

そして、もしこの方がというふうにお声かけをする場合は、声のかけ方、何と13項目について詳しく周知されております。例えば、ゆっくり近づいて相手の視野に入ってから話しかける。それから近づき過ぎず、しかし視線を合わせ、ゆっくりと穏やかな口調で、急に後ろから声をかけたり、大声で怒鳴るように声はかけない。声かけは、「こんにちは」、「お暑いですね」、など、ごく普通にあいさつから。「私は、すぐそこの〇〇ですが、どこからいらっしゃいましたか」とか、「どこへ行かれますか」とか、優しく声をかけてくださいというふうに事細かに周知がなされているようでございました。

研修したときは、担当課の方が、しっかりと画面を通しながらご説明をしていただいたわけなんですけれども、何回目かのことだったと思いますが、その徘徊SOSの訓練中に、現実に子どもが行方不明になったという知らせが市のほうに入ったそうです。徘徊の訓練どころではなくなって、急遽、その子どもの捜索活動に切りかえて、本当に、そういった考えもしないようなことが起きたと。すぐにそれを徘徊訓練を切りかえながら、そちらの子どもへの捜索にあたり、短時間で子どもを見つけることができた。安心に確保することができたというおまけつきの研修も受けさせていただきました。

結論としておっしゃったのは、これは一見、徘徊の高齢者向けのネットワークの訓練であるようであるけれども、高齢者に限らず、子どもさんであるとか、あらゆる非常時に使える大牟田市のネットワークづくりの基礎づくりになっていたんだなということ、担当者の方も感慨深げにご説明をされたところでした。

ご答弁には、近隣に先進地研修視察をさせていただくよう打診をしておるところでございますというふうに、具体的にご答弁が述べられておりました。この研修はいつぐらいを予定されておられますか。また、どちらの市に研修を受けに行かれるのでしょうか。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

この県内でと申し上げてるのは、霧島市のほうが、期日ははっきりわかりませんが、秋というふうに聞いておりますので10月末から11月だろうと思います。ここに行きまして、この通報、連絡、捜査、それから発見、保護という流れを一通り、実施される状況を視察したいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○2番（新福愛子君） 実施に向けた具体的な動きとして、大きく評価をさせていただきたいと思っております。

では、この訓練、始良市はいつぐらいに実施したいなというふうに考えておられるのでしょうか。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

まずは、このSOSのネットワークというのをまず構築したいというふうに考えておきまして、現在その準備を進めておりますけれども、警察署、それから金融機関、ガソリンスタンド、当然消防本部もですが、タクシー会社とか、コンビニエンスストアも入っていただいて、それから市民の方でございますけれども、民生委員、自治会長、それから医療機関、こういうネットワークをまずつくりまして、その中で情報がどういうふうに流れていって、その発見まで、保護まで至るのかということでございますから、この準備をまずしまして、時期としましては来年度、明確には言えませんが、来年度、構築しましてから早い時期に実施していきたいというふうに考えております。

○2番（新福愛子君） 大牟田市は、本当に炭鉱の町として21万人の人口で、日本の経済を大きく支えてきた町であるかと思えます。ただ、そのときの現役の皆様が、もう75歳以上の高齢化してしまっていて、その高齢化が約30%に近いということで、もう介護保険が始まる前年度から、その辺の人口のシミュレーションをしながら10年かけて、今日のシステムをつくっていらっしゃるようでございます。

やはり先々を見通して、さまざまなことを考えていくことというのは大切なんだなということを変更して実感させていただきました。大牟田市がテレビにも放映されたということで、全国各地からの視察が後を絶たないようでございます。

その中で、平成14年に実施した市民の意識調査で、やはり子どものころから認知症を学ぶ必要性があるとの提言があったそうです。そして、この認知症ケア研究会で作成した絵本「いつだって心は生きている」という本を、市内の小中学校に置いて総合学習で学び始めたということです。これが、その「いつだって心は生きている」ということです。4つの実体験、子どもが書いた、一緒に暮らす認知症のおじい様、おばあ様のことを素直に4つの物語としてつづってございます。

その後に、本当にだれでもわかりやすいように、保護者、またどなたが読んでもわかりやすいように、認知症に対しての詳しいこの説明が、これを読んだら、なるほど認知症というのはこういうことなんだなということだれでもわかるような、そういったこのご本を、この認知症ケア研究会がつくられたようでございます。本当にこれは、今核家族が進みまして、高齢者と触れ合う機会が子どもたちは少なくなっております。

期せずして、昨日、敬老の日でございまして、市内各地でも敬老の日、おじい様、おばあ様方にお歌を歌ったり、ダンスをしたり、そしてまたお手紙を書いたり、本当、高齢者の皆様と子どもたちが触れ合う姿を温かく見守りながら、本当に、昔はこういったのが日常の生活の中にあったんだろうな。しかし今核家族が進んで、子どもたちはもちろん私たちの世代もそうですけれども、本当に、こう人の死というもの、生活の中でなかなか体験する機会がございません。

こういったことで、大牟田市はいち早く小中学生、また高校生に向けてのこういった教育を総合学習の場で取り入れられ、そして、ともに生活はできなくても、こういった徘徊の方々に出会ったときに、子どもたちも自然と声かけができるような教育を早くから始めておられる。この点にも感動いたしました。ぜひ、始良市でもこのような教育を実施すべきだと思いますが、教育長いかがでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 高齢化社会にある現在において、そういう早い段階では、認知症に関する正しい知識、あるいは認知症の方への接し方、そういうことを学ぶということは大切なことであろうと思います。

ただ、今学校教育にさまざまな要請があるわけでありまして、数えますと30幾つあるわけなんです。例えば消費者教育、エネルギー教育、あるいは薬物乱用、新聞教育、年金教育、さまざまなことを今学校教育でやれというふうに言われているわけでございます。

学校の中では、一定の時数の中で消化していかなければいけない。普通教育の意義というのは、そういう社会現象のさまざまな問題に対応するためのものではなくして、どのような問題でも主体的に対応できる能力、資質を備えていく。そのための教育であるわけでございますので、一つひとつのことを学校教育に取り組みと言われることは、やはり困難な状況であるということでございます。

今、その認知症に関して言いますと、人権教育の一環として認知症の方への配慮という形で触れるということは、これは可能だと思いますけど、真正面から教育委員会として認知症教育を取り組みということは、現段階では今考えておりません。

○2番（新福愛子君） 教育の現場の現状というのは、私も認識させていただいてるつもりでございます。ただ、やはり教育の目的が一人ひとりの子どもたちが人間として幸福になるためのもの、そして生きる力を養うものであるということ、やはり大切なことではないかと思っております。本当に、さまざまなことが学校教育の現場には要求されるわけございまして、その結果として、この前の質問者にもありましたように、教職員の皆様の心の健康まで害してしまうほどの大変な現場になってることも承知いたしております。

ただ、今回は、大牟田市の先進地の事例をご紹介させていただきました。いろいろな形で、学校教育だけでなく、地域とか、社会教育の場でも、しっかりと子どもたちにもこういうものも伝えていく。これは、私たち大人の、また使命ではないかとも思っております。

ちなみに、本当に短時間の研修だったわけですがけれども、最後にこの本を担当者が紹介されるわけなんです。そして、一つの物語を読んでいただくと、もう全国から来た研修の方は、10人中ほぼ10人が泣かれるそうです。それほどの中身のものございまして、これを1冊1,200円なんですけど、最後に皆様お土産にいかがでしょうかと言われると、嫌とは言えない。もういただきます。もう私たちも全員購入してまいりました。

また、市にも1冊、議会にも購入してまいりました。これは、何か市の財政の——結構貢献しているんだそうです。もうここまで来るとすごいなと思っております。ぜひ始良市でも、このような財政を支えるほどになるまでの何か取り組みができていけばいいなというふうに思いますが、市長いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） この時代は、ともに支え合うということ、互助の精神も育成するということは大事であろうと思います。そういう意味で、大牟田市の取り組みというのは、先進的な取り組みをいただいているということであろうと思います。

いろいろな形であろうと思いますが、そのそれぞれの活動がそういう形で結実するかどうかということについては、なかなか答えにくい部分がございますが、それぞれの活動において、そのような気持ちを持って取り組んでいただくということは大切なことであろうというふうに思います。

○2番(新福愛子君) この大牟田市の取り組みは、九州でもどんどん広がってるようでございます。過日は、熊本県の山鹿市でも、この訓練が実施され、鹿児島県からも多くの自治体の皆さんが研修に行かれたようです。多分、霧島市の方もそこに行かれたのではないかなというふうに思っております。早い時期に、始良市でも、この徘徊SOSネットワークの訓練が実施されることを願っております。それでは、要旨2、認知症サポーターに移りたいと思います。本市は、認知症サポーターキャラバンメイトが、認知症サポーター養成講座を開催されると思いますが、現在34名いるというふうに伺っております。その方々の実績、活動状況と今後の予定などをお聞かせください。

○福祉部長(小川博文君) お答えいたします。

認知症キャラバンメイトについてでございますが、これは認知症サポーター養成講座の講師になる方々でございまして、通常の研修とは違っていて、介護指導者養成研修修了者等とございまして、専門的な講習を受けた方々ということでございます。

この方々が、現在介護保険事業所等に勤務されている方が25名いらっしゃいます。それから民生委員の方が5名、地域包括支援センターの職員が4名おります。ボランティアが1人おまして、この方々が、これから認知症サポーターの養成に向けて、講師としていろいろサポーター養成の申し出等を各種団体からいただきました場合に、この方々が講師として出向いていってサポーターをふやしていくと、そういう制度でございます。

以上です。

○2番(新福愛子君) 大牟田市では、認知症コーディネーターというふうな名称でした。本市では、認知症サポーターキャラバンメイトという名称で、今後、認知症サポーター養成講座を積極的に推進して下さるかなめとなる方々です。34名の方々が、この始良市においての認知症、オレンジリングの輪がどんどん広がっていく。その推進者になられることを心から願っております。

厚労省が平成17年度から開始した100万人キャラバン運動ですが、既に100万人は全国として突破したようです。しかし、この本格的な高齢社会を迎えた今、今後もさらに推進すべき運動ということで、全国で続けて運動が進んでいるわけですけれども、始良市では、3月で県内6番目のサポーター数をカウントしたということ。

そしてまた7月25日はさらに上積みされて1,455名で、これはもう6位ではなくて5位ぐらいになったのかなと希望的観測を抱くところですが、もうぜひ県内一を目指しますというご答弁のとおり、県内一、始良市といえば認知症サポーター、鹿児島県で一番の町だよ。本当に県内の皆様にそう言っただけのほど、オレンジリングの輪が始良市にあふれていくことを願っております。

このサポーターなんですけれども、具体的な数値目標というのは今1,455名ですが、掲げておられますか。また、受講者の男女別、何対何ぐらいの割合になっておりますでしょうか。

それから、この受講者ですね、1,455名ということですが、結構いろんなところで個人的に受けておられる方もいらっしゃるかと思います。私は、この数よりももっと実質は多いのではないかなと思います。この掌握の仕方、市として何らかの手だてをしたら、もっと数的に上がってくるのではないかと思いますけれども、その辺の工夫いかがでしょうか。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

ただいまのご質問のありましたこの受講された方を人としての登録というふうには考えてはおりませんので、重複されて受講される方もいらっしゃると思います。

それから、この方々を男女別という集計は、今ここに手持ちに資料を持っておりませんが、このサポーター養成講座といいますのは、あまりかたく考えていただかなくても、例えば商工会の総会の後に開いていただくとか、例えば老人会、それからボランティア協会の会とか、民生委員の会とか、議員の方々が地域で活動されるそういう自治会のいきいきクラブでも結構ですし、そういう中で、私どものほうに声をかけていただいて、この認知症サポーターの講習を受けたいということになれば、我々はどこにでも出向くという姿勢でおりますので、そういった意味で、できるだけ多くの方に受講していただいて、認知症への理解を深めていただいて、地域の認知症の方々の支えになっていただきたいと、そういう趣旨で、今後も極力開催の機会をふやしていきたいと、そういうふうを考えております。

以上です。

○2番（新福愛子君） 確かに、延べ人数になってきたりする部分もあるかと思いますが、ぜひ始良市福祉部のほうに、うちは何人受けました。こういう会のときに何人の方を受講していただきましたとかいう、何かこう情報が集まるような体制を考えてみられたら、もっとまた市としても勢いが出てくるのではないかなと思いますので、その辺はご提案をさせていただきたいと思います。

男女比を伺ったのは、こういうことでございます。鹿児島県は、30日、2010年度に家庭内高齢者虐待についての通報相談が市町村に302件あり、このうち177件を虐待と判断したと発表した。前年度より34%の減、虐待を受けた高齢者の約8割が女性、56%が80歳以上で84%に認知症の症状があったということです。

そしてまた、この虐待者は息子が最も多く全体の約5割、そしてこのほか夫も次いでおります。つまり男性の皆様にも、より多くの男性の皆様にも認知症に対する知識を持っていただきたい。本当に、これはドメスティックになってくるかと思えます。なかなか認知症というのは、人にはカミングアウトしにくいですし、ご近所にもなるべく知られたくない。これが人情ではないかと思えます。結局、家庭の中でそういった虐待につながるようなことに発展せぬように、本当に始良市にとって虐待ゼロの町を目指しながら、特に男性の皆様には意識を持って、この養成講座を受けていただきたいというふうに考えますがいかがでしょうか。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

介護保険課創設の当初は、ほとんどが女性の方々が介護を担うという状況でございましたけれども、現在は約3割は男性というふう聞いております。

当然、認知症につきましても、高齢化が進むにつれてまだまだふえてきているわけですので、そういう意味で、家庭内においても認知症に対する正しい理解、一つの病気であるという認識を深めていただくためには、当然男性の方々も、この講習のほうに出てきていただきたいというのが願いでございますので、我々も、男性の集まる会等においても、そういう講習を開けるような努力をしていきたいというふう考えております。

以上です。

○22番（新福愛子君） 男性ばかりではないのです。本当にこの本を読んだときに、認知症について全く認識が浅かったなということをお自身も猛反省いたしました。まして身内になると、お父さんしっかりしてよ、お母さんしっかりしてよと、感情が入って、全く知識とは別なところで感情で人は動いてしまうものだなというのを、お自身も今少しずつ体験しつつある世代でございます。

要旨3に入ります。

聴覚チェックということで、今厚生労働省の調査によりますと、65歳以上の人のうち聞こえづらさと自覚している方が21.6%、70歳以上では25.2%と4人に一人は難聴を自覚されてるそうです。また、加齢性難聴の発症頻度は、65歳以上で30%、75歳以上で60%、85歳以上では80%を超えと言われており、難聴から社会参加ができづらくなり、家庭内でも孤立することにより生きがいを失い、閉じこもりがちやうつ、認知症へと進展させないためには、定期的な健診を地域で行っていくことが有効とされております。

今回、埼玉県鶴ヶ島市で行っている特定健診においての高齢者への聴覚検査をご紹介させていただきます。老人保健施設鶴ヶ島ケアホームを経営する耳鼻咽喉科のお医者様の小川先生が、老人性聴覚障がい、難聴からコミュニケーション不足となり、そして認知症になっていくということをお父様の介護から改めて気づき、地元自治体である鶴ヶ島市、そしてまた坂戸市というところも両方のお医者様をされてるようですけれども、協力のもと連携して、平成18年より基本健診時に聴覚検査を実施し、特定健診に移行してからも続けられているそうです。

聞こえはコミュニケーションの基本であり、難聴が認知症を引き起こす原因の一つであることに注目して取り組みが始まっております。この機械なんですけれども、ちょうど携帯電話ぐらいの大きさでありました。ペギーちゃんという名前がついてるようであります。これは簡易聴覚チェッカーペギーちゃんは、音を出すだけではなくて、ペンギン、飛行機、日比谷、7時などの言葉を発し、また長谷川式の認知症チェックを考慮したきょうは何年何月何日何曜日ですかとの言葉、例えば、桜、猫、電車を覚えておいてくださいなどの質問もするそうです。そう高価でもなさそうでございます。

非常にこれが検査に取り入れられますと、何となく聞こえづらいなあ、疲れてるせいかなといってお医者様に行く時期を逸してしまう。そして気が付いたら、本格的な老人性難聴、そしていつのまにか認知症になっていたというような流れが、かなり相関関係が強いということで、埼玉県のこの鶴ヶ島市は、先進的にこれを取り組み、新聞にも報道されるや否や、また一気に全国からの視察が相次いでるようでございます。市長は、眼鏡とか、補聴器とか、お商売されてるわけでございますけれども、この取り組みいかが思われますか。

○市長（笹山義弘君） 老人性難聴と言われる難聴の厄介なところは、轟音弁別能力が低下するというふうにあります。つまり、語尾が明確でないというか、そういうことから聞き違い、そういうことが発生するわけでありまして。そういうことで、このことの早期の手だてとしては、早い、軽い難聴の時期からのその手だてをすると効果があるとも言われております。

そういうことから、その検査の重要性は意識しますけれども、問題は、もう一方では、難聴になられた方の意識の問題でありまして、難聴であるということが負い目といたしますか、そういうふうに感じられますと、なかなかその検査含めて難しい状況もあるというふう聞いております。

したがいまして、今後の取り組みというようなことについては、その辺の家族の理解とか、いろいろなことを含めて、健康教室、いろいろな機会をとらえて、全体の健康教室などを含めて、いろいろな機会をとらえて、その辺のところも家族を含めての理解を深めるようにすることが大切ではないかというふうに考えるところであります。

○22番（新福愛子君） この「いつだって心は生きている」の冊子には、認知症の人たちができることを教えてもらいたい。家族も忘れてしまうなんて悲しい。思い出を忘れてしまうなんて悲しい。だから僕と一緒に新しい思い出をつくろうよ。認知症は不便なことだけど、決して不幸なことじゃないというふうなメッセージがつけ加えられております。

先進地の取り組みを学びながら、認知症になっても、どんな障がいを抱えても、住み慣れたふるさと、我が町始良市で安心して暮らし続けていけるような一人ひとりが大切にされる優しい始良市になることを期待いたします。

次に、項目2に入ります。

防災と男女共同参画についてお尋ねいたします。昨年、鹿児島県でもセミナーが行われたようでございます。阪神淡路大震災の現場で起きたこと、それから教訓などが講演され、そこから大きな学びがあったというふうに伺っております。その結果が、この3月11日の大震災でございました。本当に、この防災、減災、復興に対して、各自治体が市民の生命と財産を守るために、本当に取り組むべき喫緊の今課題となっていることを皆で再確認した2011年ではないだろうかというふうに思っております。

さて、本市の防災会議というのが開催されたというふうにご答弁がございました。その防災会議、構成員が何名で、その中に女性が何名いらっしゃるか伺います。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

委員の定数は30名でございます。そのうち女性の方が役職として入っていらっしゃる方はございません。

以上でございます。

○22番（新福愛子君） これは国が定めた構成員になっているわけですよね。国とか県とかが。始良市が独自でしたわけではなくて、それに沿っていくと、大体消防長さんであるとか、警察署長さんであるとか、そういった方々がくると、そこには女性の参画がなければ、例えば市長が女性であったりとか、議長が女性であったりとか、そういうことでもない限り、充て職で来た結果が、始良市の場合には全員が男性、女性が一人もいないというこの現実があるわけで、これは始良市に限らず、全国多くの自治体がこの現実を抱えているようでございます。

しかし、この現場には女性が多くいるわけです。どうか始良市のように4万対3万5,000で、女性の方が生活の現場に多くいるわけです。この30人が全員男性である。この実態を市長いかが思われますか。

○市長（笹山義弘君） この防災計画、地域防災計画のみならず、いろいろな市としての計画を立てるわけですが、その際に注意しておくことは、各種団体をお願いをする際に、男女を問わず、

その組織の代表をご推薦願いたいというお願いをしているんですが、結果、どうしてもそういう代表的な方がお出になりますので、その形になってるというふうに思います。

今後も引き続き代表をお出しいただく際のお願いとしては、男女を問わずに代表として出していただきたいというお願いを今後も続けていきたいというふうに思っております。

○22番（新福愛子君） この防災会議というのは、先ほど申しましたように、どうしようもないわけですね、ある意味。本当に社会の政策決定の場に女性の参画が望まれるというのは、本当にそういうことなんだなあというふうに思います。

ただし、始良市におきましては、今地域防災計画見直し検討委員会を発足させ、計画策定を行いたいというふうに考えているということで、この見直しに向けて、新たな検討委員会を発足するという事になっているようでございますね。

今、市長がもう先に答弁していただきましたように、なるべく多くの女性の参画をしていただけるように市としても呼びかけるといふふうを受けとめました、それでよろしゅうございますね。いいですか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

本市には、いろいろと女性の方々が審議会に加盟をしていらっしゃいます。また、各支部におきましても、いろいろな女性団体の連絡会等も多々あるようでございます。

今後、答弁の中でもあります、見直し検討委員会の中で、このような方々を中心としまして、この協議会のほうに、検討委員会のほうにご参加いただけるように努めてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○22番（新福愛子君） 今回、国の第3次男女共同参画基本計画に防災が明記されたことを受けて、本市において、今策定に向けた準備が進んでおります。男女共同参画基本計画、これにはどのような形で盛り込まれる予定かお尋ねいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） お答えいたします。

議員ご指摘の国の第3次男女共同参画基本計画に新たな分野としまして、防災も盛り込まれておりますので、男女共同参画の推進ということで、本市の計画の中にも、このような視点を盛り込むことになっております。具体的には、国が示しております防災分野における女性の参画の拡大、それから防災の現場における男女共同参画の視点ということが大切と考えているところでございます。

○22番（新福愛子君） 間もなく、策定される始良市における男女共同参画基本計画にのっとり、女性の参画が進むことを心から願うものでございます。

関連質問させていただきます。先日、PFI導入可能性調査報告書という立派な資料を頂戴いたしました。その結果を、副市長のほうから伺ったところなんですが、その中で、消防庁舎の平面計画図並びに所要室の計画に、女子仮眠室、更衣室、浴室等が示されておりました。このたび女性消防団が始良市にも誕生したわけですが、同時に女性消防士を見据えた設計であり胸躍る思いがするところで

ございますが、今後の始良市における女性消防士の誕生、どのようにイメージすればいいでしょうか。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

女性消防士の話も出ましたけども、9月の1日に辞令交付式もございまして、新福議員を含め16名の女性消防団員が誕生いたしました。大変、女性ならではの活動に期待をいたしているところでございます。

それと、消防署員の関係でございまして、まだ一応計画といたしまして、昨年から女性消防士もということで、募集のほうも一応視野の中に入れて募集を行っている状況でございます。設計におきましては、今後は、更衣室、それから女性の方々の関係するトイレとか、そういったものも組み入れて計画する予定であります。

以上です。

○2番（新福愛子君） 私も議員になる前に、県の出先機関に勤めておりましたが、そこはまさに男性の研究員のみで男性社会の資質そのものでございました。私がやめるちょっと前に女性の研究員が初めて県の出先機関に入ってまいりました。それこそトイレであるとか、更衣室であるとか、本当に今までの社会が男性中心ですべてが設計されてきてきたんだなっていうことを、私はその当時、目の当たりにした思いがいたします。

消防庁舎もいろいろな高いところにもする消防車の導入とか、いろいろ考えて、これも喫緊の課題なんだな。女性の消防士の誕生も見据えれば、ますますまたこれも喫緊の課題なんだなというところを認識させていただいたところでございます。

今回、我が党では、8月18日に松あきら党副代表を議長とする女性防災会議を立ち上げました。今後、全国の自治体の実態調査を進めてまいります。始良市のご協力をお願いしたいと思っております。できれば、少しでも先進の取り組みが始良市からは示されることを希望するところでございます。

まとめといたしまして、女性は地域に人脈を築き地域のことをよく知っております。介護や子育てといった具体的な経験を通じて、子どもや高齢者、生活者の視点を持っています。こうした女性たちが、災害時の担い手として、その能力が発揮できるような社会、そして始良市が先駆的なまちづくりが進むことを期待してやみません。

それでは、最後の項目に入ります。

平和を尊び、平和をはぐくむまちづくりについて再質問をさせていただきます。終戦66年のことしも、全国各地で戦争が風化せぬよう慰霊祭やさまざまな行事が行われました。加治木地区、錦江小学校区の平和の集いも笹山市長を初め、多くの参加者のもと、回を重ねるごとに深みを増してきたように思います。

始良市では、昨年9月議会におきまして、議員発議として非核平和都市宣言を決議したところがございます。今年度から慰霊祭につきましては、3地区で今までばらばらにしていたものを統合して、10月14日に始良市戦没者追悼式を開催しますということでご答弁をいただいたところがございます。

この中で、会場は始良の中央公民館ということですが、ちょうど入口の左手に平和の碑というものがございます。この平和の碑というのを見たときに、実は私も加治木町時代に、この平和の集いを開催するにあたって、市としても何か町民が戦争の残酷さ、平和の尊さを確認でき、また戦没者を慰霊しながら心新たに次の時代へ語り継ぐ、その象徴としてモニュメントであるとか、石碑などの建立は

どうだろうかというご提案をさせていただいたところですが、主体となる団体がどうなるのか。また予算の関係とかいうことで、なかなか実現できませんでした。しかし、始良市には、このような立派な中央公民館という皆さんが、市民が集まる場に平和の碑というのがございます。

今回のこの戦没者追悼式の際に、この慰霊碑で献花をすとか、黙祷を捧げるとか、そういったことをして、この平和の碑を生かしていくべきではないかなというふうに思っておりますがいかがでしょうか。

○福祉部次長兼社会福祉課長（窪田広志君） お答えいたします。

昨年までは、旧始良におきましては、西公園で、外で献花ということで行っておりましたが、ことからは雨の影響もございますので、始良公民館のほうで統一した形で行うようにしております。

以上です。

○2番（新福愛子君） 平和の碑の有効利用というか、有効利用、ちょっと言葉が適切じゃないですね。何か、そういった献花とか、黙祷とかということは考えておられませんか。

○福祉部次長兼社会福祉課長（窪田広志君） 一応、献花を予定しております。

○2番（新福愛子君） 今、終戦の66周年でございました。平成27年には、終戦70周年を迎えるわけでございますが、本当に戦後50周年で大きくこういう動きが出てきたように思います。そして60年、70年とって、もう本当に戦争を体験された方々がどんどん高齢化してお亡くなりになっていっているという、こういう現実もございます。

70周年の取り組み、ひょっとしてここにいる私たちが70周年を市として迎えられるかどうかというのは別問題なんですけれども、市長がそのまま市長としていらっしゃることをイメージしながら、終戦70周年を市長はどのようにイメージされますでしょうか。どのような取り組みを、始良市でできたらいいなあとというふうに、もしイメージができられましたらお述べください。

○市長（笹山義弘君） 議員ご指摘のとおり、戦争体験者の方々が、年々高齢化なさっておられる現状にあります。そういう中で、この遺族会、そして遺児の会の方々も高齢化してこられております。そういうことを受けまして、今回、市として統一の追悼式を開催するというにしたわけでございますが、こういう行事をすることによりまして、市としての一体的な平和に対する被災の状況等も地区によって違いますので、その辺をしっかりと聞きしながら、そのお声をいただく中で、市としてどのように今後戦没者の追悼式があるべきかということが見えてこようかと思っております。

その辺の状況をしっかりとらえまして進めていきたいというふうにも思いますが、一つの節目としての行事ということになってこようと思っておりますので、そのことをしっかりとらえて、何か記念的な、そういうことも必要というふうにも考えているところでございます。

○2番（新福愛子君） それでは、最後の拉致被害者家族への支援について伺います。

本年3月に、鹿児島県県民生活局から発行された人権啓発冊子「心の壁をとりはらって」に、ことしから、その他の人権課題というページが加わりました。これまでは10個のいろいろな人権について、

女性、高齢者とか、ハンセン病、同和問題とか、ページがあったんですが、ことしから、その他の人権課題ということで11ページ目が加えられました。その筆頭になっているのが、北朝鮮による拉致被害者の人権でございます。そのご家族の人権も同じだと思います。広報誌も掲載されました被災者家族と市長も懇談をなさって、いろいろと対話をされたようでございます。

今回、野田内閣にかわりまして、野田内閣は北朝鮮に対して制裁路線から対話路線にかじを切り、被害者家族の皆様の憤りと落胆の記事が過日の新聞に載っております。修一さんのお父様も96歳になられました。せめて始良市に被害者家族を持つ私たち始良市民としては、署名活動を通し再会を信じておられるご家族を支え、完全救出の日が来ることを願っているところでございます。

具体的には、いつこの署名活動というのを実施されるのでしょうか。そのような見通しありましたお示してください。

○総務部長（谷山昭平君） お答えします。

この件につきましては、担当の課長に答弁をさせます。

○総務部総務課長（恒見良一君） 総務課の恒見です。よろしく申し上げます。

今の新福議員のほうからご質問のあった件ですけれども、市長の答弁にもございますように、本市で行われるイベント等の関係につきましては、この家族を支援する会の鹿児島の方にこういったイベントがあると。そこに集まる人が何人ぐらいだということで、その中で選んでいただくような形で。

そしてまた、それを私どもの総務課のほうに連絡していただいて、そしてまたそこでテントなりとか、机とか、いす、そういったものを配置するかどうかの、一応協議をさしていただくと、そういうことになっております。

以上です。

○22番（新福愛子君） 見通しがつきましたら、早く周知いただきたいというふうにも考えておりますし、本当に、始良市民の拉致被害者に対する意識というのは、ほかの市町村よりも高いものがあるかと思えます。交流市であります日置市におきましても、拉致の現場となった吹上浜を抱えております。議会としても、姉妹都市として日置市との交流も考えておりますし、積極的に議会でも支援を進めていきたい。これは議長のほうにも確認させていただきたいと思っております。

以上で質問終わります。

○議長（兼田勝久君） これで新福愛子議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。午後の会議は1時から開会いたします。

（午前11時56分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時58分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。

次に、6番、湯之原一郎議員の発言を許します。

○6番（湯之原一郎君）

登壇

9月3日土曜日、第1回始良市職員スポーツ大会が市総合運動公園体育館で開催されたとのことを耳にし、大変心強い思いを持ちました。

合併から1年半が過ぎようとしておりますが、まだどこもなく市全体にぎこちなさが残っているような感触があります。そのような折、職員同士の融和を図るこのような行事が催されたことは、新市の一体感の醸成によい影響を及ぼす意義深いものがあつたのではないかと考えます。ちなみに、優勝は蒲生総合支所チームであつたとのことをつけ加えておきます。

一方、これは少し残念な話題ですが、昨日9月19日敬老の日、蒲生地区では数地区を除いて地区公民館単位で敬老の日を祝う会が催されました。その中で、今年度から敬老の日を祝う会に対する助成金が打ち切れ、ことしは何とかやりくりして開催できたが、来年以降どうしようかというような話が公民館役員間で交わされておりました。

合併以前は、福祉協議会から各地区公民館に助成金として支給されていたようですが、始良市福祉協議会に合併以降、それがなくなったとのことのようにです。年に1回、高齢者の方々が一堂に顔を合わすことのできる会で楽しみにしておられる方もたくさんおられるようです。

市当局は、直接タッチしないところかもしれませんが、来年以降も敬老会が継続できるように善処していただけたらと思うところです。関係機関を含め検討をお願いし、前置きが少し長くなりましたが、さきに通告しておりました3点について順に質問してまいります。

質問事項1、市営温泉の運営について。

現在、始良市には旧町から引き継いだ2カ所の市営温泉があり、市民の健康増進や憩いの場として活用されているが、以下の点についてお伺いいたします。

要旨1、龍門滝温泉は、指定管理者制度を導入し、入浴者数も安定した数字が続いており収支状況も良好のようであるが、今後の運営で懸念される課題、問題点はないか。

要旨2、くすの湯は平成6年に営業を開始しているが、深井戸のために揚湯ポンプの故障等も数回発生しており、温泉の湧出量も年々減少傾向にある。一方で、合併後、年間入浴者数は大幅に増加してきているようであるが、今後のくすの湯の運営方針について伺います。

要旨3、現在、平成24年度以降の指定管理者について、17の施設の募集が始まっておりますが、その中に龍門滝温泉も含めておりますが、くすの湯は含まれておりません。くすの湯に指定管理者制度を適用しない理由についてお伺いいたします。

要旨4、くすの湯の最大の課題は湯量の少ないことだと考えます。近年温泉掘削技術も進歩してきており、掘削費用も以前より安価になってきているようでありますが、くすの湯に新たな泉源を確保する考えはないかお伺いいたします。

2番目の質問、交通事故防止策についてお伺いいたします。

要旨1、蒲生市街地は、薩摩古来の兵法による町割りが保存されており、歴史的な価値も高く、観光面でも町歩きなどに活用され評価されております。一方で、見通しの悪い交差点が多く、出会い頭の事故が後を絶ちません。特に、蒲生総合支所横の県道との交差点、蒲生薬局前交差点、幽栖寺横の交差点での事故の発生が多いようです。この現状をどうとらえているか。また、事故防止策についてどのような検討がなされているかお伺いいたします。

要旨2、蒲生体育館は各種スポーツ大会の利用が多く、駐車場に駐車できなかった車が体育館の前

を通る道路の両側にとめてあることがしばしばあり、車の影から飛び出しなどで冷やりとすることがあります。何らかの対策を講じる必要があると考えますがいかがでしょうか。

要旨3、昨年米丸地区の水田地帯を通る市道と農道の交差点で、負傷者多数を出す車同士の出会い頭の事故が発生しました。その後、どのような対策がとられたのかお伺いいたします。

質問事項3、各種会合に対応できる会議室等を備えた宿泊施設の誘致についてお伺いいたします。市民の間から存続が期待されていた大規模宿泊施設が、他の用途に供するために売却されましたが、7万5,000人を擁する始良市には、各種会合に対応できる会議室を備えた宿泊施設は必須の施設と考えます。誘致に向けて対応策を検討する考えはないかお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

湯之原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち2問目の交通事故防止策についての2点目のご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の市営温泉の運営についての1点目のご質問にお答えいたします。

龍門滝温泉につきましては、平成4年11月に開業以来、約20年が経過し、老朽化は否めないところでもあります。ポンプ等の機械類は、定期的なメンテナンスにより順調に運転いたしておりますが、浴槽を始め、建物の補修には多額の予算を伴うことから、年次的な計画により実施することが課題となります。

次に、2点目及び4点目のご質問につきましては関連がありますので一括してお答えいたします。

くすの湯につきましては、合併時に龍門滝温泉との調整による入浴料の値下げにより入浴者数は増加しておりますが、議員ご指摘のとおり、湯量の減少が課題の一つとなっております。

旧蒲生町時代には、町内に温泉施設が少なく、維持管理に多くの予算を計上して直営にて運営してまいりました。合併後につきましては、幸いにして始良市内には多くの温泉施設があり、また10月には蒲生地区に新たな温泉を完備した民間の宿泊施設もオープンすることから、くすの湯の運営につきましては、温泉としての機能にこだわらず多様な施設活用の可能性を模索してまいります。

また、新たな源泉掘削につきましては、現在のくすの湯の源泉の深さ1,500mを掘削しますと約1億円程度の経費が予測されることや豊富な湯量の確保が不確実なことから、実施は困難と考えます。

3点目のご質問についてお答えいたします。

指定管理者制度につきましては、旧蒲生町時代の平成18年度に一度募集を行っております。1社から応募があり、申請内容を精査する中で、揚湯ポンプの故障時の休業補償などの問題が折り合わず実現に至っておりません。

今後の指定管理者制度導入につきましては、湯量の確保の問題もあり、指定管理者の募集は難しいと判断しております。今後、くすの湯の施設をどのように活用するかにつきましては検討を進めてまいります。

次に、2問目の交通事故防止対策についての1点目のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の3カ所の交差点のうち、蒲生総合支所先の交差点と幽栖寺先の交差点につきましては、特に交通事故多発地点としてとらえ、8月12日に警察や関係機関担当者等が集まり、現場診断や協議を行いました。蒲生総合支所先交差点については、8月25日に西側の市道側に横断歩道を新設しており、これに伴い一時停止線の引き直しを行っております。

また、点滅信号機が設置されている幽栖寺先交差点については、現在設置されているロードミラーを大型のものに交換することを検討しております。

蒲生薬局先交差点については、ここ数年人身事故の発生はなかったものの、8月27日、直進中の軽トラックが横断歩行中の小学生をはねるといふ人身事故が発生しており、今後、道路反射鏡の設置等を含め、何らかの事故防止対策ができないか検討してまいります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

昨年10月15日の午後、蒲生町米丸において軽乗用車と普通乗用車が出合い頭に衝突し、重軽傷者8人を出す交通人身事故が発生いたしました。ご指摘の交差点につきましては、現場診断の結果、見通しはよいものの、道路の優先関係がわかりにくいという問題があることがわかりました。

そこで、昨年の11月末から12月初旬にかけて、当該交差点を含む付近3カ所の交差点にドットラインと呼ばれる白色破線の路面標示を行い、優先関係を明らかにしております。

次に、3問目の各種会合に対応できる会議室等を備えた宿泊施設の誘致についてのご質問にお答えいたします。

大規模宿泊施設につきましては、昨年の8月31日に閉鎖され、1年余りを経過しております。九州新幹線の全線開通等により各種会合に対応できる会議室等を備えた宿泊施設は必要と考え、企業に対して早急な建設を促すため、始良市企業立地促進条例を3月に改正し、補助金の交付を可能とするなどの対策を講じておりますが、現在のところ成果はあらわれておりません。

しかしながら、10月末には、蒲生町久末に35人収容の会議室や宿泊者が最大76人収容の宿泊施設を備えたフォントナの丘かもうがオープンの手配となっており、県内外からの利用が見込まれております。今後も引き続き、このような施設の誘致に努めてまいります。

○教育長（小倉寛恒君） 2問目の交通事故防止策についての2点目のご質問にお答えいたします。

蒲生体育館の駐車場につきましては、体育館敷地内に99台、北側に59台、西側に36台の合計194台の駐車場を確保しており、利用団体に対しては、これらの駐車場を利用するよう日ごろお願いしているところであります。

ご指摘の体育館前の道路両側の駐車については、駐車禁止区域でないため、体育館利用者及びその送迎時に駐車している場合が多いと承知しております。

今後、飛び出し事故等を回避するため、該当道路への駐車を極力しないよう指定管理者から体育館利用者へお願いするよう指導していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○6番（湯之原一郎君） それでは、これから再質問を順次行ってまいります。

まず市営温泉の運営についてでございますけれども、まず最初に市長にお伺いしますが、市長は温泉は好きでしょうか。そして、その温泉の効用についてどのような認識をお持ちでしょうかお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

温泉については、心身のリフレッシュを図るという意味では非常に効果があるというふうに思っております。

○6番(湯之原一郎君) インターネットでちょっと調べてみますと、日本温泉機構物理学医学会というのがございまして、これは昭和10年に東京大学医学部内科物理療法学教室と日本温泉協会学術部が母体となって結成された伝統ある学会ということですが、現在、その温泉療法医1,038名が会員となっているというような医学会ですけれども、この医学会が、温泉入浴による健康増進効果データを公表しており、ある町で、町ぐるみで40歳以上の住民を対象に3年間追跡調査をしたところ、温泉利用頻度が高いほど、死亡、骨折、脳卒中の発生頻度が低かったという結果が出ているということでした。

また、長野県の12の市町村を対象とした温泉活用調査を行ったところ、老人医療費の明らかな削減効果が認められたということのようです。

まず、市では高齢者福祉施策として、当初予算に温泉保養券2,940万円を計上しておりますが、市営温泉での使用状況を含め利用状況はどうなっているか。これは細かい数字がわからなかったら後でよろしいですが、その効果についてどう考えるか、まずお伺いいたします。

○福祉部長(小川博文君) お答えいたします。

始良市内の温泉利用される高齢者の方々に、温泉保養券ということで交付をいたしておりますが、具体的な数字というのは、今ここに持ってはいないところでございますけれども、例えば、始良市の老人福祉センターなどでいきますと、始良市になりましてから大分ふえてきております。

それから、全体的に温泉保養券は、合併いたしましてから、障がい者の方々にも交付するようにした関係で全体的には伸びてきているというふうに考えております。具体的な数字は今ここにちょっと持っていませんのでございます。

○6番(湯之原一郎君) その効果について。

○福祉部長(小川博文君) 温泉の効果というのは、やっぱり健康保持増進、それからひきこもり防止、一般高齢者施策としては非常に大事な施策であるというふうに考えております。

○6番(湯之原一郎君) それでは龍門滝温泉に関連してお伺いしますけれども、龍門滝温泉は、先ほど申し上げましたように、現在指定管理者制度を導入して運営されておられますけれども、指定管理者制度を導入以前と比較して、その導入以後、温泉利用者にとって具体的にどのような利便性の向上、効果が出てきているのかお伺いいたします。

○企画部次長兼商工観光課長(川原卓郎君) お答えいたします。

指定管理者導入前と、利用者についてはそれほど変わっていないかと思いますが、あと利用者の利便性といたしましては、物販とか野菜の販売とか、そういった物販事業がありまして、そういったのが非常に評判がいいようであります。

○6番(湯之原一郎君) 先ほど龍門滝温泉の課題について、答弁の中で、浴槽を初め建物の補修には多額の予算を伴うことから、年次的な計画により実施することが課題だというようなご答弁ございましたけれども、補修費用についてはどの程度の額を想定しているのか。また、温泉源については言及

はしておられませんでしたが、泉源に関する問題はないのかどうかお伺いいたします。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） 施設の改修でございますが、今年度、天窓のほうを改修いたしまして、あと大きなものとしたしましては浴槽、これもやはりなかなか場所は指定できないんですけれども、お湯漏れがあるということでございます。それと屋根の補修が大きなものであると考えております。

泉源につきましては、今のところ特別大きな問題はございませんが、お湯の温度が少し、1度ぐらい下がっているということでもあります。

○6番（湯之原一郎君） 龍門滝温泉については、安定した経営が続いているということで安心しておりますが、それではくすの湯について、引き続き質問してまいります。先ほど答弁の中にございました入浴者数のふえています。事前に資料をいただきましたけれども、平成21年度と22年度を比較しますと、入浴者数の実績で、龍門滝温泉は5.8%、こちらは減少しておりますけれども、くすの湯は年間約1万2,000人、18.8%の伸びを示しているようです。これは、過去5年間では最も高い数字が出ているわけですが、この増加の原因については、合併時の料金値下げの効果であろうということですが、このような入浴者数の増加傾向にあるという明るい材料はあるわけですが、現実問題として、温泉の湧出量の減少、施設の老朽化、また恒常化している赤字収支、また間もなく鹿児島市境に新しい温泉施設が完成し営業を始めるなど、くすの湯の運営については、やはり多くの課題が山積しているのも事実と考えます。

くすの湯の収支状況を見ますと、平成21年度が収入1,904万8,383円、支出が2,944万5,229円、平成22年度が収入が1,860万8,196円、支出が2,932万5,863円と、いずれも約1,000万円、支出が収入を上回っている、こういう事実もございしますが、この状況をどう分析されているのか。また、赤字削減の努力もされているとは思いますが、具体的にどのようなことに力を注いでおられるのかお伺いいたします。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） 収支の決算における収入と支出のほうは1,000万円程度赤字といたしますか、出しているということではありますが、これはやはり温泉の湯量が少ないということで、どうしても燃料費、そういったものの増によるものでありまして、仕方のないところではないかと思われま。それと、努力といたしますか、食堂、それから物販のほうはそれなりに好評であると思っております。

○6番（湯之原一郎君） ただいま答弁の中にもございましたけれども、やはり支出の中で需用費の割合がかなり高くなっております。平成21年度、22年度とも支出の6割を需用費が占めております。この需用費の大半が燃料費だと考えますけれども、このくすの湯の場合はその湯量が少ないために、一部の浴槽に地下水を重油ボイラーで沸かして、白湯を使用せざるを得ない状況にあるということが一番の原因だと思いますけれども、今回質問をするに際しまして、ちょっと温泉の関係者の方とお話をしたわけですが、その温泉の湧出量がだんだん減少をしていると。担当課からもらった資料によりますと、平成18年度の調査で、平均湧出量が毎分38.98Lあったものが、平成22年度には24.43Lと大幅に減少しているということです。

それに加えて、管理人の説明によりますと、現況はさらに深刻になっていると。現在使用している揚湯ポンプは、温泉源のくみ上げ井戸の水位が一定以下に低下しますと自動停止するようになっており、これまでは夜間にもポンプを稼働させて地下タンクに温泉をため、それを昼間の営業時間に補充しながら使用していたわけですが、停止するたびに管理人がポンプの設置場所まで行って、機材にスイッチを入れなければならないために、夜間はほとんど稼働していない状況だということです。

平均すれば、毎分20Lを下回る数値になるのではないかという実情があるようですが、これらのことについては把握していらっしゃるでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） 今年度につきましてはなお深刻になって、湯量のほうが今、議員仰せのとおり少なくなっているというのは把握しております。

○6番（湯之原一郎君） 先ほどの答弁では、新しい泉源の確保については否定的な答弁でありましたが、温泉として運営を続けるのに、最低限どの程度の湯量の確保する必要があるのか、仮に泉源が枯渇した場合にはどのような対応をするのか、今で考えておかないといけないと思います。新しい泉源の確保は難しいということですので、今でそういうことに対して考えておく必要があると思いますが、その他についてはいかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 数字等のところは担当課で答弁させますけれども、蒲生地区のこのくすの湯については、2つの面があると思います。1つは、住民福祉に資する施設としてこれまで運営されてきたということであろうと思いますが、今度は運営の面で申し上げますと、この温泉の噴水量が大変少なくなっているという点がございまして、そこで運営上のいろいろな問題があるということになります。

そういうことを踏まえまして、今度は合併をいたしましたので、始良市としての全体としての福祉のあり方をどうするかを含めて、その辺のところはしっかり今後協議していかなければならないというふうにも思います。議員ご指摘のとおり、何せ原因がそこにありますので、その行政としてのサービスとしてのあり方等々のことも含めまして、今後くすの湯のあり方ということについては、検討をしていく必要があるというふうに思います。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） 温泉の湯量につきましては、毎分100Lがあれば十分かと思われま。

○6番（湯之原一郎君） 先ほどの答弁の中で、経費として1億円程度がかかるということでしたけれども、約1億円程度の経費が予測されるということでしたが、私もいろいろ調べてみますと、温泉の掘削技術というのはかなりやっばり進歩しておりまして、掘れば100%出るというようなぐらいまできているようです。経費も安くなっているという情報もあります。それと、温泉が出たらその成功報酬として掘削費用を請求すると。出なければ、全くゼロということはないかもしれませんが、そういうやり方もあるようですが、そのあたりは検討されましたか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 泉源の掘削の件でございますが、成功報酬方式というのがございまして、くすの湯に関しましては目標深度が1,500mです。現在のところが1,500m掘っていますので、1,500m。それから目標湯量が45度以上、それから湯量は100L以上でということを経験とした場合に、もしその契約した場合には、掘削した場合、35度C未満のときには3,000万円、それから45度C以上の場合は9,000万円費用が要するというので、成功報酬が実際あるということは認識しております。

○6番（湯之原一郎君） その数字がわかった上で、実施は困難だという答弁をされたわけですね。

○企画部長（甲斐滋彦君） 泉源の問題については、実際成功報酬方式というのがあると思いますが、必ずこれが出るかということもまだ具体的な裏づけ等も必要でありますし、仮に45度以上が出たときに9,000万円というお金もかかるということもございまして。そういうことで、現在の温泉の経営だけでは非常に難しいという現状がございまして、先ほど市長の答弁のようなことになったかと思いません。

○6番（湯之原一郎君） 非常に残念な気持ちもございまして、今後のことを考えますと、ぜひ施設としては維持していただいたいという気持ちがあるわけですが、そういう意味で提言を申し上げたいんですが、現在、温泉の井戸を改修する企業があるということです。既にご存じかもしれませんが、井戸のトラブルとか、水量の低下、温度の低下が起きた場合に、井戸の点検及調査を実施して、その調査結果に基づいて、その井戸に付着したスケールとか、井戸の底のほうにたまった埋没物除去作業をして、温泉湯量の回復を図るといふような、そういう企業もあるようですが、その掘削費用が高額で対応できないということであれば、せめてこういうことをして湯量回復に挑戦してみられる、そういう考えはございませんか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 現段階では、温泉のことにつきましては、非常に1,500mという深い深度でありますので、いろんな業者の方がいらっしゃいますけれども、ここを掘った専門の業者については、なかなか厳しい状況であるということでしたので、議員が仰せの件については非常に難しいと考えているところでございます。

○6番（湯之原一郎君） それでは、こういう方法が無理ということであれば、いずれは枯渇する時期が来ますよね。先ほど市長の答弁の中では、福祉の問題含めて施設の運営を考えていかねばならないというふうなお考えであったと思えますけれども、枯渇したらもう白湯だけで運営しながらでも、福祉施設として運営していくというそのような考えだと理解してよろしいでしょうか。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

住民の皆様が効果、いろいろ求められるのはやはり温泉であろうというふうに思います。白湯となりますと、銭湯というような意味合いになってまいりますので、その施設が地区の住民の方々に必要かどうかということも考えなければならぬ問題であろうというふうに思います。

したがって、基本的には温度が一定の温度、そして、1分間に相当の量の温泉が出ないことにはなかなか厳しいと。そうでないと、後の維持管理という点で、燃料費等が相当高騰しますので、そ

ういうことを考えますと、全体的を見て、今後のあり方ということを検討しなければならないというふうに思います。

○6番（湯之原一郎君） これ以降いろいろ質問を考えていたんですが、もう今までの質問で、これ以降質問をしても何か無駄なような、残念なような気がしておりますが、くすの湯自体は、もともと多目的温泉センターという名称がついておりまして、中には約80畳ほどある、仕切れば40畳ずつ2間ぐらいが使用できる広間もあるわけです。現在、そういう施設が十分に使用されているかという、そうでもないような気がしております。

温泉がなくなると、こういうことも無駄な施設になってくるような気もいたしますが、ぜひ今後とも地域には必要な施設であります。地域の方々も、少しでも温泉の入湯客がふえるようにと応援しております。市長もよくご存じのように、くすの湯の近くに小高い山の斜面に、くすの湯からよく見えるように私財を投じてまでシバザクラの公園をつくって、温泉客がふえるようにとそういう努力をされていらっしゃる方もいらっしゃいます。また、温泉周辺に植栽されている数十本の桜の木も、地区の住民が植えたものです。桜の咲く時期には電灯をつけて、夜桜を楽しめるようにしたのも地区住民の力が働いております。また、くすの湯は白尾地区の災害時避難場所にも指定されております。これからもくすの湯が存続して欲しいと、地域全体が願っているところです。

現状では、なかなか難しい面ばかりですけれども、なるだけ施設を維持し、できれば温泉の量が回復できるようなことも、今は無理だとしても、また将来的にそういうことをできる時期が来るかもしれないので、考えていただけたらと考えます。

続きまして、2番目の質問に移ります。交通事故防止策についてですけれども、始良警察署の交通課に出向いて調べましたら、先ほど上げた3カ所の事故発生状況ですけれども、平成23年だけで、平成23年の8月末までで負傷者を伴った事故が既に4件発生しているということです。また、先ほど答弁の中にもありましたけれども、新学期を目前にした8月末には、小学生が負傷する事故も発生しております。負傷者を伴わない事故を加えますとさらに件数はふえるというようなことで、警察としても事故が多い地点であるとの認識は持っておられるようです。

先ほどそれぞれの交差点での事故防止対策について答弁していただきましたけれども、各小学校ごとにスクールゾーン対策委員会が設置されているということのようですけれども、蒲生小学校のスクールゾーン対策委員会から、このほかについてはどのような要望が出ているか、おわかりであればお示しいただきたいと思います。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

今、スクールゾーン対策委員会についての資料は手元には持ち合わせておりませんが、各学校で行われておりますスクールゾーン委員会では、外測線及び交差点の確認ができるミラー、そういうものが各学校から毎回のようにはほぼ要望は上がってきております。危機管理課といたしましては、予算内で早急にでき得ることは随時行っているとご理解いただければ結構かと思っております。

○6番（湯之原一郎君） 要旨1の点については了解しました。

もう1点ありました。総合支所横の県道との交差点についてですけれども、これ次の質問と関連し

てくるわけですが、蒲生体育館で参加者の多い大きなスポーツ大会などが開催された際に、会場の車両がどうしても集中して、県道への進入に手間取って、かなり無理をして進入ようとする車が見受けられます。それが事故の要因にもなりかねないんじゃないかと考えるところですが、あの場所に信号機を設置するのが一番望ましいとは思いますが、それが無理であるならば、各方面への分散が必要であるんじゃないかと。蒲生体育館のほうにその道路網をわかりやすく説明するような案内板などの設置を検討したらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） 施設関係の整備にあたると思います。各関係機関が今後協議をした中で、そういうものができるようであれば、これは市民の、またはあそこを利用される方々のためになることだと思いますので、設置ができることであれば実施したいというふうに考えます。

以上でございます。

○6番（湯之原一郎君） 2つ目の、要旨2の蒲生体育館の件ですけれども、答弁では、当該道路への駐車を極力しないよう指定管理者から体育館利用者へお願いする指導をしていきたいとありますけれども、要はそれらの車をどこに駐車してもらうかが問題ではないかと考えますが、そのあたりをどうお考えなんでしょうか。

○教育部長（湯川忠治君） 現在、指定管理者のほうにお願いしているわけですが、そこに聞いた話では、現在のある駐車場でも大体ほとんどの場合は足りるということでした。もし足りない場合につきましては、近くの総合グラウンドですか、そちらのほうをご利用いただけるような形でのお願いしたいということ考えております。

○6番（湯之原一郎君） ただいま、現在の能力で十分だというような答弁ですが、私が見たところでは、かなり不足しているんじゃないかという思いがしております。先ほど答弁の中にもございましたが、やはり現在、大楠グラウンドは職員駐車場として使用されておりますけれども、こういう大きな大会が開催される場合は、その予定は事前にわかっているわけですので、そのあたりは職員の方々にお願いして、当日は別の場所に車をとめてもらうとか、シルバー人材センターの前庭などかなりスペースがあるので、あのあたりに分散して駐車してもらうなど、やっぱり対策をとっていただきたいと考えます。

先ほどの答弁では十分であるということですので、新しい駐車場を確保するというような考えは、全然持っていらっしやらないと考えてよろしいでしょうか。

○教育部長（湯川忠治君） 先ほどの、最初の答弁の中で、194台分の駐車場を確保しております。大きな大会ということになりますと、400人、500人程度の規模になるかと思うんですが、その際に、200台程度の駐車場でこれまではある程度足りているということで聞いておりましたので、先ほどの答弁をいたしたわけでございます。

新たに新しい駐車場をということになりますと、また場所の問題等もありますし、新たな購入が必要になる場合もありますので、現在のところは考えていないところでございます。

○6番（湯之原一郎君） 2つ目については了解しました。

3つ目の質問要旨3の昨年事故に関する件ですが、質問提出後に現場を確認に出向きましたけれども、確かに波線で白線が引いてありましたけれども、しかしながらこれで十分な対策なんだろうかという疑問を持ちました。ちょうどあの現場と似た見通しのいい田んぼや畑の中の交差点で、車同士の出会い頭の衝突事故が発生して、負傷者や死亡者が出たというニュースもときどき伝わってまいります。これは、コリジョンコース現象とって、見通しのよいことが油断となって走ってくる車を見落したり、車が停止していると錯覚を起こして出会い頭の大きな事故につながるケースが多いということのようです。ある調査によりますと、このことが原因で、年間400人以上が死傷しているというような報告もあるようです。

答弁の中では、道路の優先関係がわかりにくいということが原因ということですが、それだけでは片づけられないのではないかと考えますが、もっと効果的な対策をとるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

今、議員仰せのとおり、その事故の箇所を含めまして計3カ所同じような交差点がございますので、ドットラインというのを設置というか、引いております。ドットラインというのは、道路の優先の道路を示すラインとお考えいただければいいかと思います。

そういうことで、現場も見させていただきました。非常に見通しのよ過ぎる交差点でございます。で、ここの事故に関しましては、他方の運転者の不注意ということしか考えられませんが、今後ドットラインのほかに、当場所に何か施策があるかなければ、一旦停止につきましても、これは公安委員会の管轄になって許可も出ないだろうということから考えますと、今のところドットラインを設置した以降、事故等も発生していないようでございますので、今後様子を見ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（湯之原一郎君） これは、旧始良町の友人に聞いた話ですが、過去にも旧始良町で似たような水田地帯の見通しのよい交差点で、死亡事故が発生したと聞いておりますが、その際はその後どのような対策がとられたのか、わかっているらばお知らせください。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

その件につきましては私、把握しておりません。

○6番（湯之原一郎君） 私の聞いたところでは、三拾町の田んぼの中でそういうふうな事故が起きたというのを聞いております。そのあたりも参考にして、ぜひ有効な対策をとるようお願いしておきたいと思っております。

それでは時間もございませんので、3番目の質問に移りますが、各種会合に対応できる会議施設を備えた宿泊施設について、必要性は感じておられるということで、10月には、蒲生のほうに35人収容の会議室を備えた宿泊施設ができるということですが、この施設と私の申し上げる施設というのは、

性格的にちょっと違うと思いますけれども、市長はこの35人収容の会議室、それと96人でしたか宿泊できる（発言する声あり）最大76人収容の宿泊施設、この施設で、始良市にとって十分な効果の出る施設だとお考えでしょうか。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

始良市になりまして、いろいろな需要が出てきているというふうに思います。また、その施設の1つが、いろいろな各種会合を含めて、そういう人々が多く集まられて、そういう会合等も多くあるというふうに、ふえてきているというふうに感じます。そういう中で、蒲生地区のみならず、始良市全体として会議ができる施設が不足しているということは認識しております。したがって、今どうするかということではありますが、今は今ある施設を有効に活用しながら、先ほどのくすの湯もそうですが、商工会さん等が活用されておりますので、今後ともそういう会合等には使っていただけるようお願いするというので、当面はそういう有効活用をさせていただきたいというふうに思います。

しかしながら、議員ご指摘のように、会議室も備えた中での宿泊施設というのは、7万5,000人の市には必要な施設というふうに認識しておりますので、いろいろな施設整備の中でその辺、相談ができないかどうかということも含めて、検討をしてみたいというふうに思います。

○6番（湯之原一郎君） 条例も改正して、今はまだ待ちの状態にあるんじゃないかと考えますが、現在のところは成果はあらわれておりませんという答弁の中にございますが、具体的に今後どのような誘致活動をされていくおつもりなのか、その点についてお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 始良市に、仮にそういうホテル業的な施設がつくとしますと、私の考えですけれども、やはりビジネスを主体としたそういう方々のためのビジネスホテルに会議室がつくという施設が考えられるというふうに思います。したがって、さきの施設の閉鎖に伴いましてさせていただいたことは、全国のホテルチェーン的なところとか、それからそういう物件を扱ったことのある会社とか、そういったところに打診をしたことはございます。

今後とも、いろいろな情報を提供しながら、またそういうところに交渉をしながら、そういう企業の誘致ができないかということについては努めてまいりたいというふうに思います。

○6番（湯之原一郎君） この始良市企業立地促進条例の中には、土地の購入費の助成、それと雇用に対する助成、その2つが盛り込まれているようではございますけれども、場所についても、やはり始良市の中心部がこの立地には一番適しているのではないかと考えますが、市役所近くにある市なり土地開発公社の保有する土地の提供も視野に入れてもよいのではないかと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

町の姿としてのことではございますが、先般来、答弁させていただいておりますように、始良市としての町の姿をつくっていくかなければならない。したがって、駅周辺の整備もあわせて、町の核となる施設をつくっていくということは、必要なことであろうと思います。そのようなことから、各種計画

の中でその辺を織り込んでいきたいというふうに思います。

○6番（湯之原一郎君） 始良市は鹿児島県の中央部に位置しており、交通の利便性も極めてよいことは、だれもが認めるところであります。県下から人を集めて、さまざまなイベントや各種会合を誘致するためにも、核になる宿泊施設がどうしても必要と考えます。現在の状況では、始良市が通過するだけの町になってしまうことを大変危惧しております。ぜひ一日も早く誘致ができるように、執行部の努力を期待申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） これで湯之原一郎議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。5分間といたします。

（午後1時56分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時02分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。

次に、25番、萩原鉄郎議員の発言を許します。

○25番（萩原哲郎君） 登壇

皆さんこんにちは。外は大分雨が降っていますが、一生懸命皆さんに聞こえるように、大きい声で質問をいたします。朝夕も大分涼しくなり、過ごしやすい季節に入ってきました。台風15号接近に伴い、昨夜から非常に激しい雨が降り続いています。県本土も今夜最接近する見込みで、局地的に暴風雨、非常に激しい雨が降る、個々の注意がとても必要じゃないかと思います。災害の起きないことを願いたいものです。また、ご多忙にもかかわらず、また台風接近に伴い激しい雨の中、傍聴席に足をお運びくださった皆様方に心からお礼を申し上げます。帰りの際は、事故に遭わないように気をつけて帰ってください。

東日本大震災の発生から半年を迎えました。死者は、12都道府県で9月17日現在1万5,790人、行方不明者は6県で4,056人となり、いまだに多くの方が発見されていない状況であります。福島原発や放射能への不安が一向に解消されず、帰らないという選択肢が現実味を帯びています。

暮らし向きについては、夫を残して妻子が避難している二重生活の人を中心に、余裕がない。東日本大震災の復興基本方針に基づき、復旧復興を加速化させ、東京電力福島第一原発事故の除染作業の早期収拾や仮設住宅の整備や瓦れき撤去の早期実現も全力で取り組んでいただき、東日本に幸せを届けたいです。

また、台風12号による紀伊半島を中心にゲリラ豪雨被害が起きた。6県で死者37名、行方不明者54人、道路寸断や大規模な土砂崩れも発生している。普段から崩れ場所や危険場所の早目の点検、道路改善も必要である。

シドニーなどを拠点とする国際研究機関などは、各国の地域の平和度合いをランクづけした2011年の世界平和度指数を公表。アイルランドが1位、日本は2年連続3位、最下位はソマリア。153の国と地域を対象に、外国との紛争やテロの危険性、人権状況、政治の安定度などを数値化した。

日本は、暴力事件の少なさやテロの危険性の低さなどの治安面で評価されたが、前年に続き北朝鮮や中国との緊張関係がマイナス要素とされています。前年トップのニュージーランドが2位となり、4位がデンマーク、5位がチェコでした。中東では、最近の民主化運動による行政悪化などを受け、リビアが143位と、前年から大幅に順位を落としております。バーレーンが123位、エジプト73位も順位を下げております。アジアでは、シンガポールは24位、韓国が50位、中国が80位、北朝鮮が149位など、危険な国も多いです。旅行する際、思考も必要ではないかと思えます。

日本は、安心安全で非常に暮らしやすい国であります。日本人に生まれて本当にありがたいと思えます。ただ、円高が今、気になっております。世界が戦争のない平和な国になることを願いたいものであります。

また、始良ニュータウン西側にあるサボーランドパークが誕生して18年になりますが、ことし1月20日と8月24日に、2名の自殺者が発生。年齢も30代と40代とまだ若い。サボーランドパークも最近、朝夕のジョギング、ウォーキング利用者も多かったのに、自殺が発生してからめっきり少なくなりました。2度あることは3度あるとよく言われるが、3人目の自殺者が発生しないように、適切な対応を行政で企ててほしいと思えます。

では、一般質問に入ります。

質問、桜島サービスエリアにスマートインターチェンジ（ETC専用）設営、企業誘致について。要旨、桜島サービスエリアにスマートインターチェンジ、ETCを設置すると地域住民の利便性、企業や観光面にも効果がある。（1）22年度はスマートインターチェンジを設置するため設置可能性調査を行い、23年2月ごろには委託業者からの成果報告が届いていると思う。結果を示せ。

（2）人口増には企業誘致も必要と思う。不況等により企業立地も思うように進まない状況にあるが、現状で企業対策は万全なのか。今後の企業誘致目標を示せ。

始良市は恵まれた立地環境に加え、経営者の皆様に満足いただけるようなさまざま企業種に対応する工場用地や企業優遇制度を用意していると思うが、工事用地場所と優遇制度を示せ。

質問、道路改善対策整備計画について。始良ニュータウン入口から高速までの県道十三谷・重富線は、急こう配でカーブがあり、見通しも悪く交通事故が多く発生している。（1）県の用地もあり、県加治木土木事務所との話し合いで、カーブの撤去を要望しているが、いまだに改善されない理由。答弁で、道路維持課始良・伊佐地域振興局に要望してまいりますとのことであるが、要望の結果を示せ。

（2）イオン前の横断歩道中央にある電柱の移設協議の結果を示せ。工事のとき、どの業者が立ち会って、どのような会話がなされ、どのように決定するのか。横断歩道中央にある電柱について、行政の考えを示せ。

（3）森南交差点の視覚障害者誘導ブロックの改善されない理由と要望結果を示せ。約2年経過しております。

（4）豎野中央・狩川線、火災発生どきの火災活動、急病どきの救急車の進入等に多くの課題や悩みを抱えている。また、小中高校生の通学道路としても、市民の生活道路としても危険度の高い道路である。県内で一番暮らしやすい始良市にするためにも、市民の安全を守るためにも、危険度の高い道路の改善が早急に必要と思う。前回の答弁に、「隣接する市道と改良した市道が接続されなければ事業の効果が出ませんので」とあるが、県道と市道につながるので効果は十分にあると思えます。また、「改良区間の地権者のご理解が得られましたら、実施計画を行い工事に着手したいと考えていま

す」とのことであるが、堅野中央・狩川線の地権者との用地交渉の進捗状況を示せ。

危険度の高い道路の道路改善を急ぐ必要があると思うが、今までの行政の努力成果を示せ。

あとは一般質問席から質問をいたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

萩原議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の桜島サービスエリアにスマートインターチェンジ設置、企業誘致についての1 点目のご質問にお答えいたします。

仮称桜島スマートインターチェンジ整備事業設置可能性調査は3月に終了し、費用便益比は1.0以上であるという調査結果が出ております。この調査結果を踏まえ、今年度は実施計画書作成の業務を委託し、スマートインターチェンジ設置に向けて事業を推進してまいります。

2 点目のご質問にお答えいたします。

企業誘致につきましては、市の重要施策の一つとして積極的に取り組んでおりますが、昨今の厳しい経済状況では、誘致は容易ではありません。新市誕生後に2社の企業の立地が決定いたしました。今後も情報提供や企業の進出及び定着に向けた協力体制、誘致体制を強化し、積極的な企業誘致に努めてまいります。

現在、企業に提供できる土地は、市の有する土地及び土地開発公社の有する土地を含めまして約10.9ヘクタールを所有しております。内訳といたしましては、加治木地区の須崎地区公共用地に約8.7ヘクタール、始良地区の平松物流用地に約1.7ヘクタール、三拾町工業用地に約0.5ヘクタールとなっております。

また、企業に対する優遇制度につきましては、企業立地の促進を図り、経済の発展と雇用の拡大を図ることを目的に、始良市企業立地促進条例などに基づく支援を行うこととしております。

具体的には、製造業などを行う事業所に対して、雇用者数が操業開始時に5人以上であることや、市との立地協定の締結などを条件に、用地取得補助金として、限度額内で土地取得に要した経費の30%相当額を補助することとしております。あわせて地元雇用者1人当たり20万円の雇用促進補助金についても、限度額内で補助することとしております。また、始良市工業開発促進条例及び始良市過疎地域産業開発促進条例に基づき、市内に工場を新設または増設するものに対し、要件を設けて固定資産税の減免措置を行っているところであります。

企業誘致は産業の振興、雇用の増大など、地元経済に及ぼす影響が大きいため、今後とも積極的な誘致に努めてまいります。

次に、2 問目の道路改善対策、整備計画についての1 点目のご質問にお答えいたします。

県道十三谷・重富線の道路改良につきましては、始良・伊佐地域振興局などに要望を行っておりますが、県の単独事業の緊急順位などから、今年度工事施工と位置づけされていないようですので、早期に改良工事が施工されるよう引き続き要望をしております。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

県道下手・山田・帖佐線のイオン前の電柱につきましては、始良・伊佐地域振興局、始良警察署、九州電力、土木課で協議してまいりましたが、九州電力から始良・伊佐地域振興局に電柱移転の申請が出されているようですので、電柱は移転されると考えます。

3 点目のご質問についてお答えいたします。

森南交差点の視覚障がい者用誘導ブロックの設置につきましては、6月議会のご質問でお答えいたしましたように、国土交通省加治木維持出張所では、視覚障がい者用誘導用ブロック設置指針に基づいて設置されているという見解であります。市といたしましては、引き続き障がい者や高齢者などに優しい道づくりに努めてまいります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

道路改良工事などの調査、設計を行う場合、地域の皆様の要望や事業効果が十分に得られる区間を設定して事業化しております。また、事業が完成するためには、地権者や地域住民の方々のご理解とご協力をお願いしなければなりません。

堅野中央・狩川線では、概略設計を終了し地元説明会を行いました。その結果を踏まえてご理解を得られましたら詳細設計、用地測量及び建物などの補償調査を実施し、用地交渉を行ってまいります。現在、ご理解を得られた旨の同意書の提出を自治会をお願いしているところであります。

以上で答弁を終わります。

○25番（萩原哲郎君） じゃ、1問目からもう1回質問に入ります。

地域住民の利便性、企業誘致や観光面、我が始良市発展、経済効果のためにも桜島サービスエリア近辺に設置が必要と思います。費用便益比は1.0以上であると調査結果が出ているとあるが、1.0以上のランク及び調査結果を詳細な説明を求めます。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

平成22年度実施いたしました仮称桜島スマートインターチェンジ整備事業設置可能調査につきましては、E T C登載車両専用が整備された場合の将来利用交通量を推計し、推計された交通量をもとに採算性の検討並びに投資限度額の試算を行っております。

まず、計画交通量でございますが、フルインターチェンジ整備で約1日7,200台という数字が出ております。計画交通量は、国土交通省が設定している南九州地域の将来伸び率を乗じて作成した推計結果であります。

このような計画交通量は、平成16年度国土交通省道路局長による通達、地域活性化インターチェンジ制度実施要綱の変更についての要件である供用開始年度において1日当たりの平均2,800台以上の利用が見込まれることを十分満たしており、計画交通量から見た整備可能調査は十分あると言えるということでございます。

続きまして、採算性でございます。採算性につきましては、スマートインターチェンジが設置された場合とされなかった場合の料金収入額を隣接インターチェンジである始良インターチェンジ及び加治木インターチェンジも含めた3つのインターチェンジで算出し、その差額が支給額である料金徴収費用を上回るか否かで判断してあります。その結果、フルインターチェンジの整備では、開放時間帯にかかわらず料金収入額は徴収費用を上回り、採算は可能ということとなっております。

次に、投資限度額でございます。投資限度額につきましては、スマートインターチェンジが整備された場合と未整備の場合の将来交通量結果をもとに、始良市内の道路区間で発生する総便益額を算出し、国土交通省設定の費用便益分析マニュアルに従った費用便益分析による費用便益比が1以上となる事業費を投資限度額として設定しております。その結果、投資限度額は約46億円と推計されております。

各項目におきまして検討されたか結果を総合的に判断した場合、仮称桜島インターチェンジ可能性は、十分にあると判断されたということでございます。このようなことから、本年度事業実施計画書の作成実施を実施いたしております。

今後は、実施設計書の作成業務や国土交通省NEXCO西日本高速道路株式会社、地元公共団体、その他関係機関による地区協議会を設置しまして、協議を重ねながら事業の推進に努めてまいります。以上でございます。

○25番（萩原哲郎君） いろんな形である程度クリアしてるちゅうことで、今後の期待感があるんですけど、その中に、実施計画書の作成の業務を委託してあると書いてあるんですけど、その委託先と経費はどのくらいかかるのか、お教えてください。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

昨年度の可能性調査につきましては、設計額で248万円、落札額で102万9,000円でございます。落札者が株式会社ケー・シー・エス九州支社でございます。それから、実施計画書の作成業務でございます。設計額が1,290万円に対しまして、落札額577万5,000円でございます。これは、国際航業株式会社鹿児島支店の受注でございます。

以上でございます。

○25番（萩原哲郎君） そのような結果が出て、ものすごく利便性がある桜島サービスインターチェンジです。ここに、本当にスマートインターチェンジが設置されて、企業効果は始良市にも物すごく来るんじゃないかと思えます。

まず第1に、近くにやっぱそういうスマートインターチェンジの出入り口が設けてありまして、来庁者も来やすいことがまず1つありますし、また今後のいろんな企業効果にも、やはり市に近い、やはりいろんな相談がしやすい、早く行けるちゅう形で、なるべく今の始良インターチェンジに比べますと、効果が十分膨らんでくると思えます。そのためにも、やっぱ今後一生懸命協議しながら、早くスマートインターチェンジができるようお願いいたします。

じゃ、2番目に入っていきます。

企業誘致についてですが、近畿、関東で、加治木・始良・蒲生会の総会がまた今回開かれるわけなんですけど、毎年開催されている。今までに、企業誘致のお願いとかそういう総会の席でお願いしたこと等もあると思えますが、企業誘致の今までの関東同窓会ですね、近畿同窓会にお願いしたときの企業誘致の件数がありましたら、件数とその後の経済効果がどのくらい出てきたのか、その点をちょっとお聞かせください。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

関東のほうと近畿のほうに始良市のふるさと会があるわけですが、そのようなときには、始良市の企業立地の補助金制度等が載ったパンフレット等をお送りしまして、お願いをしているところでもあります。成果といたしましては、やはりそういった方々を通じて、何件かの問い合わせ等がございますが、その経済効果等については、把握はできておりません。

それから、今まで企業のほうから、今年度になりまして問い合わせがあった件数が13件、そして今

前年度から引き続き交渉中のものが8件ございます。

以上であります。

○25番（萩原哲郎君） 今回、私も関東の総会に出席になるように、一応24日に行ってきますけど、またそのときに、今回はやはりそういう始良市の向こうで企業を持っている方といろいろ話をしながら、少しでも、小さい企業でもいいから、やっぱり始良市に企業を誘致してもらうようお願いしたいと思います。

それで、始良市は企業が少なく、ほとんどの方が市外に働きに出ています。地元で働かないと、やはり経済効果が捻出されてこないと思います。そこで、始良市で働く今は、就業率は何%ぐらいありますか、教えてください。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

ただいま資料を持ち合わせておりませんので、わかりません。

○25番（萩原哲郎君） じゃ、結果がわかり次第、教えてもらいと思います。次に、入ります。

それで、企業誘致についてはもう1点、ここに答弁に書いてあるんですけど、今始良、誘致場所があるんですけど、加治木は答えがなかったんですけど、加治木のほうには誘致場所はないんでしょうか。すみません、蒲生のほうでした。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） 蒲生のほうでは、最後ありました土地が、飯塚製作所のほうに企業誘致しまして、現在のところ蒲生町には市の土地はございません。

○25番（萩原哲郎君） 企業からも、やはり場所の提案があると思いますので、やはり旧3町、あらゆるところに企業誘致場所を早く設定してもらって、やはり企業が一番やりやすい場所を求めてもらうのが最優先じゃないかと思いますので、今後蒲生のほうにもそういう場所を、早く提供できる場所を見つけてください。お願いいたします。

じゃ、道路改善対策について入ります。始良ニュータウンの入り口から高速までの道路なんですけど、答弁で、道路維持課始良・伊佐地域振興局に要望してまいりますと、いつも答えが同じなんですよね。だから、もう少し前向きな答えがほしいんですけど、だから私たちも、あのカーブちゅうのを物すごく、子どもたちの通学道路を一般の生活道路として危険性が高い。物すごくそういう形で思って、毎回毎回こうやってお願いするんですけど、行政のほうの考えをちょっとお聞かせください。あそこが本当に危険な場所ではないかどうかをです。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

要望の件でございますが、昨年、県のほうに書類で要望をいたしております。始良地区で全部で26カ所、加治木で15カ所、蒲生地区で12カ所、計53カ所でございます。非常に県も財政的に厳しいちゅうことで、なかなか補修とかそれから改良とか、特にそういうのになかなか予算がつかずに、大変苦労しているようでございます。私どもとしまして、再三機会をとらえながら要望をしているところでございます。

先ほども言われました箇所につきましては、ここ数年前、舗装もオーバーレイといたしますか、上からかぶせ式の舗装をやった関係で、ガッターと少し段差ができていまして、そこの件で質問をされているということは十分認識しておりますので、そこはまた機会をとらえまして、こちらも要望していきたいと思っております。

○25番（萩原哲郎君） この場所は、県の用地があるんですよね、カーブのところ。だから、もう一番今ひどいっちゃうのが、木が大きいクスノキがあって、茂って、カーブの一番大事なところに、やから簡単に言えば、一銭がもたらんような木が生えとるわけですよ。やからそういう木をまず撤去するだけでも効果は出るとは思いますけど、どうでしょうか。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

樹木にしましても、皆さんの貴重な税金で植えた木でございますので、そこら辺は私がちょっとすぐどうこうゆうことにはなりません。やっぱりそこ辺も含めまして、県のほうにそういう対策はできないか、そこ辺の。また、枝の剪定等は随時行っているようでございますので、またそこ辺も含めて要望してまいりたいと思います。

○25番（萩原哲郎君） あの木は大きくて、もう枝ばかりじゃなくて、あそこほんとカーブを撤去してもらって、木も伐採してもらおう。取り計らってもらうちゅう形になれば、大分ほんと効果があると思います。やからそこにも、先ほども言いましたけど、県の所有地もありますし、あそこを見れば、県の所有地と相手側の地権者の家との境目が全然わからないような、ほんま形になってるんですよ。やから、そういうところをもう一回調査してもらって、どこまでがほんと県の用地があるのかはかかっていただき、早くカーブだけでも撤去してもらいたいと思います。

そうしないことは、これ言えば私たちも、もう三、四年あそこかかっているわけですよ、いろんな話をしとって。そん中で、ほんと改善されたのは、ただ道路に書いてあるスピード落とせの文字とか、一つは道路に生えとった花壇を撤去しとって、そこをコンクリートでなす程度なんですけど、それじゃなくて、私のほうから言えば、県の土木事務所と話したときには、最低限の物事はカーブの撤去と木の伐採ちゅうことをお願いしておったんですけど、それもされておられません。

やけど、一番最初の要望ちゅうのは、あそこにほんと横断歩道をつくっていただき、子どもたちが安心しとって道路が一番ふさわしいんじゃないかちゅう形で今までずっとやってきたんですけど、それもなかなかやってもらえないから、最低限の物事ちゅう形で、やはりあそこをカーブだけは撤去してもらい、木を伐採してもらって。

やからあそこを見通しがいい安全な直線道路にしたいちゅう物事ですので、今後の行政への働き次第だと思いますけど、そういうことを今までも何回も話してありますから、そういうところを強く要望して、やはり自分たちが考えてみて、ほんとにここは危ない、危険だちゅうところは、やっぱ思っている以上の力を発揮して、早く改善につなげてもらいたいと思いますけど、もう一回答弁をお願いいたします。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

今要望調書では、その延長が大体、前後の取りつけも含めまして700mぐらいの要望をしているよ

うでございます。歩道設置という形で、要望をしております。前から申しておりますように、県の課長のほうともその都度話しております。また、地元の要望書等があれば、まだより強い要望ができるんじゃないかと思っておりますので、できたらそこ辺の要望書を提出していただければ、また強い要望ができると思います。

○25番（萩原哲郎君） 今まで要望ちゅうのは、ほんと事故が起こったときに大分出とると思うんですけど、やはりそういうところをもう少し参考にしてもらいながらやっていただければ、物すごく効果が出てくるんじゃないかと思えます。そういう形で、行政とともに話しながら、そういう物事には随時早く改善されるように行っていきたいと思います。

じゃ、2番目のイオン前の横断歩道についてちょっとお伺いしますが、私は工事のときにどこの業者が立ち会って、どのような会話がなされ、どのように決定するのかって質問をしてるんですけど、この答えが見あたらないんですけど、答えをお願いいたします。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

道路管理者であります始良・伊佐地域振興局とそれから始良警察署、それから九電工、九州電力です。ね、それから私ども土木課のほうで立ち会いをいたしております。

○25番（萩原哲郎君） これの話し合いはわかるんですけど、そのときにどのような決定をされるのか、そこをちょっとお聞きをいたします。

○建設部長（大園親正君） あその場合、当時のちょっといきさつは、私も直接かかわっていない関係で詳しくはわかりませんが、当然横断歩道の中に電柱があるちゅうことは、そういう協議は通常の場合はできないことになっておりますので、そういう占用物なんかは許可を当然申請されてもしないというようなことじゃないかと思っております。

○25番（萩原哲郎君） 私が思うことは、工事をやる際にいろんな業者と立ち会って話があるわけです。あのときに、横断歩道の真ん中に電柱が立っている自体がわからないちゅうことはないと思うんですよね。そのときに、だから業者の中でそういう意見が多分あったんじゃないかと思えます。それほうから言えば、簡単に言えば、もう知らんふりしてって、もうそのまま工事をほったような気がするんですけど、これはやはりだれに聞いても、どこに行っても、横断歩道の真ん中に電柱が立ってる交差点ちゅうのは見たことないんですよね。

やから、そういうことから考えれば、工事業者もてげてげじゃなかったかなと私の推測では思います。やはりそういうところをわかれば早くほんと移設するのがあたり前なんだけど、今まで何回言っても、こうやっと思って言えば移設されなかったですね。物事から言えば、伊佐の振興局とどういう会話があったのか、ちょっとお伺いいたします。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

私どもとしまして再三、議員おっしゃるように用意はしてまいりました。今回、九州電力のほうから5点、答弁にもございますように、申請が出されてまして向こうから、向こうで、九州電力のほう

で移設するということになっておりますので、近々移設されるもんだと思っております。

○25番（萩原哲郎君） それはわかりました。

じゃ、工事がいつからかかり、大体いつごろまでに移転されるか、わかってたら教えてください。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

工事の期間ですが、そこまでちょっとまだはっきり向こうのほうからまだ示されていないようでした。またわかりましたら連絡いたしたいと思います。

○25番（萩原哲郎君） じゃ、そういう形でわかったら教えていただきたいと思います。

次に、入りたいと思いますけど、これは今度は逆なんですよね。今までの、今のは電柱は必要でないところに立っているわけなんですよね。今度は、次の問題は、森南交差点の視覚障がい者誘導ブロックの改善されない理由と要望結果を示せなんですけど、ここには必要なところに誘導ブロックの案内がない、これを見ても、普通の行政あれば、どこもほとんどついておるわけですよね、誘導ブロックが横断歩道までには。やからそこまで5mぐらいしかないのに、それを最初につけなかった理由をお聞かせください。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

国道事務所の加治木維持出張所でございますが、所長ともお話いたしました。その件につきましては、この国道10号の歩道が、言えば加治木方面のほうにつながっていないということで、あの交差点の途中でとまってるちゅう形じゃないかというようなふうにおっしゃっております。当然、この視覚障がい者の誘導ブロックにつきましては、その設置基準に基づいてされたということでございますので、その国道の歩道がずっとつながっていないということが、今途切れているといえますか、設置されていないことじゃないかと思っております。

○25番（萩原哲郎君） ここに前回の答弁があるんですけど、ちょっと読み上げます。森交差点で視覚障がい者誘導ブロック設置指針に基づいて設置されているという見解であります。しかしですね、ここに「しかし」って書いてあるんですよ。「県道下手・山田・帖佐線の横断歩道への誘導がありませんので、加治木維持出張所に引き続き、設置の要望を行ってまいります」っち。ほやから、こういうことは認めたちゅうことなんですよね。そこまで引いてなかったちゅうのは悪かった。やからもう一回、じゃ加治木維持出張所に設置の要望をしてまいりますちゅうことだと思えますけど、その結果はどうなっていますかね。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、国道事務所の所長とお話し合いしておりますので、先ほど申しましたとおりでございます。ですので、引き続き要望はしてまいりたいと思っておりますので、できましたら再度、関係者の団体といえますか、そういうところから要望書を提出していただければ、より強い要望ができると思っております。

○25番（萩原哲郎君） その前の問題じゃないかと思います。私が言っているのは、あそこのほうから言えば、誘導ブロックは横断歩道の手前から帖佐駅のほうにまで向かっているわけなんですよ。やから、そこまで向かっているのに、その前の横断歩道までつながらなかった理由なんですよ。やから、視覚障がい者の言うことは、そこまで横断歩道があるのに、誘導ブロックもあるのに、何でここまでつないでないんですか。私たちはこれじゃわからないですよ。ちゅうことの回答なんですよ。

やから、そういうことで、部長のほうにも、自分がまずこの視覚障がい者になった場合のことを考えて動いてみれば、そこまで何でつながらなかった物事は察しすると思いますけど、その気持ちになった答えをお願いいたします。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

横断歩道の手前までつけても、向こうの渡った向こう側に当然、誘導ブロックで誘導しないことには、かえって危ないんじゃないかということで、その手前でとめてあるということでございます。当然、この誘導ブロックの場合は、視覚障害者をずっと誘導するわけですので、線で結ばなくてはいけないということです、公共機関等をですね。その関係で、当然歩道がつながっていないところをずっとつなげていくちゅうのは、今のところはちょっとどうかというふうなことで、国道事務所のほうでもそのような見解でございますので、どうしてもといいますか、引き続き要望をしまっているということで回答をさせていただきたいと思います。

○25番（萩原哲郎君） そういう形で、ほんとに言えば視覚障がい者の身になって物事を考えれば、そのくらいのはわかってくると思います。だから、私が言うわけじゃなくて、視覚障がい者の本人がそういう形をお願いしとるわけですから、やはりそういう方に今後話を聞きながら、自分たちでほんとに安全安心で歩行できる場所、できない場所、そういうところを聞きながら今後やっていってほしいと思います。

そこで、やはり加治木の10号線の視覚障がい者の方が、私もあそこをよう夕方通るんですけど、加治木の向江町なんですけど、あそこを白いつえを持った障がい者の方が、夕暮れの中、誘導ブロックの上を足とつえを頼りに、思った以上にすいすいと歩行されているんですよ。ということは、安心して誘導ブロックが設置されているから、その上をすいすい慣れて歩いていかれると思います。

視覚障がい者にとって、誘導ブロックとつえはやはり自分たちの目以上の働きをする。視覚障がい者が安心して歩行できるように、始良市の今後、幹線道路、それに庁舎近辺、10号線、10号バイパスにその誘導ブロックを設置する考えと今後の努力をお聞かせください。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

市の道路につきましては、先ほど答弁にございましたように、ぜひこういうバリアフリーと同時に視覚障がい者用の誘導ブロックにつきましては、設置してまいりますよう努力してまいります。

それから、県道また国道につきましても、その歩道のバリアフリー化と同時にそういう設置を強く要望してまいります。

○25番（萩原哲郎君） じゃ、そういう形で、ひとつおって視覚障がい者の目となる誘導ブロックを

早く設置できるように努力してもらいたいと思います。

4番目の堅野中央・狩川線についてお伺いいたします。

この場所は、谷があり擁壁、ガードレールもないんですよね。ただロープが1本ばっと張ってるだけです。幅員も2mしかない。しかも、通学道路、生活道路であり、場所は安全とこれと言えるのかですね。それとあと、車が谷に落ちたら命を落とすことも十分に考えられる。近辺には住宅も多く密集している。また、今回の台風12号が紀伊半島を直撃したようなゲリラ豪雨が発生すれば、大規模な土石流、簡単に言えば擁壁も積んでない場所ですよ、高低差があつて。やからそういうところなんかのところ、ほんと土石流も起きる可能性は十分あります。そのときにはやっぱり人命の危険も考えられるし、とりあえず道路改善だけじゃなく、今後の災害対策も考える必要があるんじゃないかと。そのためには、工事着手を急ぐべきだと思うが、市長の考えをお願いいたします。

○市長（笹山義弘君） さきの議会でもご質問を受けているところでございます。現場も確認しておりますが、先ほど申し上げましたところの理由等によりまして、今図られていないということでありまして。したがって、先ほど答弁させていただきましたように、同意書の提出等を今お願いしておりますので、それらが整いましたら順次その手順に従って進めていくことになろうというふうに思います。

○25番（萩原哲郎君） この場所は、やっぱり堅野自治会があつて、人口の多い自治会であり、市民の通学道路、生活道路としてこのような危険場所、またこういう場所、こういうほんとと高低差があつて、あと生活道路、通学道路に指定されて、そういう場所で、始良市にこういう場所がどのくらいあるのか、わかったら教えてください。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

今おっしゃるように、こういう改良が未改良箇所ちゅうのが、実際私、ここへ資料をちょっと、件数の資料を持ってきておりませんが、結構未改良の部分がございます。今おっしゃる質問の中の堅野中央・狩川線ということで書いてあるんですが、実際、今議員のおっしゃる道路は、池島星原線じゃないかと思うんですが、その箇所も非常に幅員が未改良で、幅員は大体3m程度でございます。家が立て込んで、途中には空き地等もあるんですが、まだその部分につきましては、箇所につきましては、地元の要望等もこれから出てくるんじゃないかと思っております。

○25番（萩原哲郎君） 今ありました空き地ですね、空き家、そういうところが、一番用地交渉には、一般の方には難しいんですけど、そういうところを行政のほうで早く用地交渉していただき、ほかのいらっしゃるところは自治会長さんも今一生懸命回りながら、地権者の承諾書をもらせるように頑張っております。やから先ほども言いましたそういう一般の方が話し合いが困難な場所ですね、そういうところはやはり行政のほうで早目に手を打ってやっていただきたいと思います。

市長にも、もう一回問いをしますけど、ここのような擁壁のない場所ですね。市長の公約にありますように、安心安全な道路をやっぱり町をつくるには、やはりこういうお金が幾らかかるかわからないじゃけど、金の問題じゃないと思います。やはり地域住民の安心安全をやっぱり保つための道路を改善するのが、市長の仕事じゃないかと思えます。

そうでないと、やはり市民ちゅうのは、みんなの立場上、こういう道路を早く改善したいちゅう要望が一番強いんですよ。やからこの間も、堅野自治会のちょっと話し合いに行ってきましたけど、その中でも、高齢者の方も、なるべくそういう道路を早く堅野の市民のためにも、周りの市民のためにも改良してもらいたい。やから、私も一番思ってることは、やはりこの始良市を安心安全な町にするためには、やはりそういうところから直すべきじゃないかと思えますけど、市長の考えをもう一回お願いいたします。

○市長（笹山義弘君） 各種道路を含めて、整備をするということについては、いろいろな危険箇所等の調査もしているところだと思います。その県道、国道にかかわらず、市道についても整備をするについては、まず今度の菅原線についてもそうですが、ああいう大きな改良を含めまして、まず前提は、地域住民の方々のご理解をいただく。そして、地権者の方々のご同意をいただかないことには、工事着手ができないということがあろうと思います。したがって、その緊急性、危険性を優先度をしっかり見つめながら、そしてその辺の整備を図りながら、今後とも努めていきたいというふうに思います。

○25番（萩原哲郎君） 先ほども申しましたが、やはり地元の地権者の方は、物すごく良心的で、何とか協力しましょうということももらっております。やからそういうところをですね。あとは先ほども言いました空き地、空き家ですね、そういうところから早く地権者の要望をもらわないことには、先に進まないと思いますので、そういうところを強く要望していきたいんですけど、行政のほうはそういうところ、力入れてやってもらえますか。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。
行政でできる部分は協力してまいりたいと思っております。

○25番（萩原哲郎君） じゃ、これで終わります。よろしくお願ひします。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） すみません。先ほどの萩原議員の労働就業率についてお答えします。平成17年の国勢調査によりますと、15歳以上の人口6万3,781人に対しまして、労働力人口は3万5,474人となっております。そのうち3万3,075人が就業しておりまして、就業率は93.2%となっております。

○議長（兼田勝久君） これで萩原哲郎議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩します。15分間といたします。

（午後2時56分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
（午後3時09分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。

次に、24番、堀広子議員の発言を許します。

○24番（堀 広子君） 登壇

皆さんお疲れ様です。きょう最後の質問になりました。私は、通告しておりました3項目について、順を追って質問をいたします。

まず最初に、就学援助制度の拡充を求めて質問をいたします。

子育て世帯に最も負担感が重いのは、教育費ではないでしょうか。公立の学校に行っただとしても、給食費、教材費、修学旅行代などさまざま費用がかかります。憲法26条で、義務教育はこれを無償とすると規定されております。すべての子どもに等しく教育の機会を与える。そのためにさまざまな制度があり、その1つに就学援助制度があります。経済的理由により就学困難な小中学生の保護者に対して、市町村が援助いたします。

就学援助の対象は生活保護受給世帯、これは要保護とそれに準ずる程度に困窮している世帯、準要保護です。国の補助対象基準があり、実施主体は市町村ですが、援助の内容、支給月も収入、そして所得要件、申請の方法も市町村によって異なります。就学援助の対象者は毎年ふえております。しかし、この制度は2005年度、国からの補助が要保護者に限定され、準要保護世帯については用途を限定しない交付税交付金、いわゆる一般財源化されました。

学校教育法第19条は、経済的理由によって修学困難と認められる児童、または生徒の保護者に対しまして、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定しております。平成22年4月から、要保護児童生徒援助費補助金の補助対象項目に追加されたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費も含め、準要保護者も支給対象にできないかお伺いいたします。

次に、就学援助費の支給月の改善についてでございます。始良市の1回目の支給月は、6月末から7月となっております。学用品の購入でお金が必要な4月に支給してほしいという要望があります。全国では、保護者の負担軽減を考えて、修学援助費を立てかえ、仮に支給している自治体があります。始良市においても、就学援助費の支給月をもっと早目、4月にできないかお伺いいたします。

次に、2項目めの介護保険法についてお伺いいたします。

介護保険法がことし6月改定されました。6月15日に成立した改定介護保険法は、医療、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指すとしております。

主な改定内容は、介護予防、日常生活支援総合事業を市町村の判断で創設することができるようになります。総合事業は、要支援と介護保険非該当の高齢者を対象とした事業で、予防給付のうち市町村が定めるものと、配食、見守りなどの生活支援、権利、養護などを総合的に支給するとされております。軽度認定の要支援1、2の介護サービスを自治体の判断で介護給付から外して、日常生活支援総合事業に置きかえることができるようになります。

施行後10年をたった介護保険制度は、高過ぎる保険料、利用者負担、深刻な施設不足、実態を反映しない介護認定や、利用限度額によって利用できる介護が制限されるなど、多くの問題が出ております。今回の改定は、こうした問題の解決には手をつけずに、新たな給付抑制策が盛り込まれており、利用者と家族に重大な影響を与えるものとなっております。総合事業を導入せずに、従来どおり要支援と認定された高齢者にすべて介護サービスを続ける考えはあるかどうか伺います。

次に、介護職員の医療行為の件でお伺いいたします。

事業を導入することについては、見合わせる方向で検討しているところであります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

たんの吸引等は医師、看護職員のみができる医療行為に該当しますが、例外といたしまして、在宅の療養患者及び障害者に対するたん吸引と特別養護老人ホームにおける介護職員等によるたんの吸引等が、それぞれ一定の条件下で、国からの通知により認められているところであります。

しかし、この一定の条件下で行われている行為は、実質的違法性阻却論により容認されているものであります。そのため、介護職員等によるたんの吸引等の医療行為が法的にも認められ、必要な者に対して、より安全に提供されなければならないために、制度の実施が決定いたしました。

しかし、根拠法となる社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正が平成27年4月1日施行となっているため、来年度から実施される制度は、これまで一定の条件のもとにたんの吸引等を実施している介護職員等が、新たな制度のもとで実施できるようにするために必要な経過措置とされております。ご質問にあります安全性の確保や介護職員の負担の増大は、最も懸念される問題であります。

その対策としまして、たん吸引等を必要とする方々と介護職員が安心できる仕組みづくりをするために、研修及び医療機関との連携体制等の充実を図る必要があると考えます。この研修等につきましては、現在示されている社会福祉士及び介護福祉士法の改正案においては、都道府県がたん吸引等ができる介護職員等の認定や研修機関の登録事務等を担うことになっているため、十分な研修がなされ、市民の方々の不安解消がなされていくものと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

介護を取り巻く給付状況は年々増加傾向にあり、全国的に見ましても、第1号被保険者保険料は上昇が避けられない状況等の報道もなされております。本市におきましても、来年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画で、それぞれの介護サービスの目標値を検討し、厚生労働省の示す保険料算定ソフトにより保険料を推計して、来年3月議会に介護保険条例の改正を提案する予定としております。

今回は、国において、法改正により県の財政安定化基金を取り崩すことが、保険料上昇の緩和策として示されております。加えまして、始良市の介護給付準備基金につきましても、保険料の軽減のため3カ年にわたり適正な額を取り崩していきたいと考えております。

次に、3問目の歯周疾患定期検診の導入についてのご質問にお答えいたします。

歯周疾患に対する意識を高め、歯周病の予防、改善を図るためには、啓発周知はもちろん、定期的な歯科検診を行うことが必要であります。本市においては現在、歯周疾患検診は実施していませんが、市内の歯科医師の方々や始良保健所と実施に向けて協議中であります。

○教育長（小倉寛恒君） 1問目の就学援助制度の拡充を求めるについての1点目のご質問にお答えいたします。

要保護児童生徒援助費補助金の補助対象費目に、ご指摘のように昨年4月からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されており、準要保護児童生徒への支給について、近隣の自治体の実施状況も視野に入れながら、関係課と協議し、検討していきたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

準要保護の認定につきましては、申請書の確認と前年度の所得を確認する必要があり、この確認が6月となることから7月支給となり、時間的に4月支給は難しいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○24番（堀 広子君） 再質問をいたします。

まず、就学援助制度の件からまいります。

県内の就学援助の実態を見てもみると、過去5年間で児童生徒数が1万1,879名減っております。しかし、就学援助を受けている児童生徒数は3,342名もふえております。生徒数での割合でいいますと、平成17年度は14.74%だったのが、21年度では18.2%まで増加しております。

始良市におきます小中学生の児童生徒数は6,665名とお聞きしております。要保護児者、それから準要保護者はそれぞれ何人いらっしゃるのか。それから、小学校、中学校の全児童に対する就学援助の割合は何%になるのか、そして小中全児童に対する要保護者の割合は幾らになるのかお尋ねいたします。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） それではお答えいたします。

要保護の児童生徒数ですが、小学校74、中学校47の121、準要保護の子どもたちの数、小学校367、中学校206、計573名でございます。

それから、割合でございますが、準要保護、要保護、23年度は小学校が10.0%、それから中学校が11.2%でございます。合計、トータルといたしますと、10.4%の受給率ということになります。

○24番（堀 広子君） 要保護者の割合はいかがですか。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） 17.4%になります。

○24番（堀 広子君） わかりました。

手続の申請の件でお伺いいたします。

今、学校や教育委員会から申請書をお願いしまして、そしてそれを記入した後、民生委員の方に提出するようになっておりますが、この民生委員さんが民生委員等の所見という欄に所見を書かれまして、教育委員会に提出するという手続になっているかと思いますが、この民生委員さんの所見という欄の件ですけれども、就学援助法施行令から、この「民生委員さんの助言を求めることができる」という文言が削除されております。

その理由というのは、民生委員さんが就学援助の認定に介入してきたことで、数多くの人権侵害が起こって削除されたというふうにお聞きしているわけなんですけれども、いわゆる認定の際の民生委員の助言が必要でなくなったということになります。法的に根拠がなくなったわけですけれども、始良市でも、そういう意味では省いたほうがよろしいではないかと思いますが、どのような考えをお持ちでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） 確かに人権侵害というようなこともあったのかもしれませんが、実際、校長とかいろんなところと相談し、判断するとき、いろんな客観的なデータがほしい。そういった意味で、民生委員のそういった情報というのは、非常にこれは判定する上で、非常に重要なものと考えております。

今、そこを削除するというところもあったというふうにお伺いいたしまして、また今後そこんとも考えていかなければならないのかなと思っているところでございます。

以上です。

○24番(堀 広子君) ちなみに、霧島市はこれが削除されてすぐに、もう五、六年前になるかと思いますが、文言を削除されておりますので、お知らせいたします。

次に、クラブ活動費とPTA会費、生徒会費の3項目を支給対象に加えることについてでございますけれども、県内の実施状況はどのようになっているか、まず先にお伺いいたします。

○教育部次長兼学校教育課長(鮫島準一君) 近隣の18市町いろいろ情報をもりましたところ、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については支給してないと、検討してるというようなところでございまして、実際そこを実施してる所はありません。

○24番(堀 広子君) 実は、現時点ではないというふうにもお聞きしておりますけれども、来年の4月から出水市が3項目を対象項目に追加するというふう聞いております。ちなみに、その総額が約860万円というふう金額もお聞きしております。

ことしの1月17日ですか、県の教育長から各市町村に、義務教育諸学校における地方財政措置の活用についての通知で、就学援助事業に積極的に取り組むよう依頼が出ているかと思えます。これは、ことしの1月17日ですね。

就学援助事業にかかわる措置としてのこの通知文ですが、少し読んでみます。

準要保護児童生徒関係経費については、地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されています。学校教育法第19条に、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されていることなどを踏まえて、要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助を適切に実施してください。

と、このように書いてあります。届いておりますでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長(鮫島準一君) はい、届いております。

○24番(堀 広子君) 要するに、市町村の責任とする。これは学校教育法であるかと思えます。また通知も出ております。これは当然、学校教育法からの市町村の責務という意味からも、これは実施すべきだと考えるわけなんですけれども、なぜ実施できないのかをお伺いいたします。

○教育部次長兼学校教育課長(鮫島準一君) 準要保護家庭において、ただいま実際、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費と支払った場合、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費となりますと、これはもう野球部とかサッカー部の高いところでは、聞くところによると月3,000円とかいろいろあります。場合によってはそんなにお金がかからないところもあるらしいんですけど、実際生徒会費、PTA会費だけの試算をしてみますと、大体500万円近くかかるということになります。それをまたクラブ活動費まで入れていくと、先ほど一律大体平均2,000円だとすると、またプラス500万円。大体1,000万円近くこのクラブ活動費、それから生徒会費、PTA会費なるのではないのかなと。極めてちょっと

多額な出費になるのかなというところで、検討中ということでございます。

○24番(堀 広子君) 約1,000万円の費用がかかるので、大変厳しいというご答弁でございますけれども、これは先ほど来申し上げておりますように、やはりこれ市町村の責務として、しかも通知も来ております。ぜひ前向きに検討をしていただきたいということを申し述べておきます。

2005年の三位一体改革で、それまで国庫補助の対象でありました就学援助の補助金が廃止して、地方交付税化したしました。市町村は、国が示した交付税算定の基準をもとに算定して要求されていると思いますが、これは要求どおりに入っておりますでしょうか。

○総務部次長兼財政課長(脇田満穂君) 交付税の中で積算されるようになっておりまして、単位費用というのがありましてその中で計算しますと、小学校の分につきまして、およそ1,700万円、中学校におきまして1,900万円程度が積算の根拠という形にはなっております。あくまでも需要額という形で、積算の根拠になっております。

以上です。

○24番(堀 広子君) 地方交付税がされて、しっかりと入ってはおりますけれども、この地方交付税が国庫補助とそれから交付税措置を合わせますと、大分少なくなってきたかと思えます。以前は、国庫補助が2分の1、原則として入ってきておりましたけれども、今はどのくらい入ってきているのでしょうか。

○総務部次長兼財政課長(脇田満穂君) 申しわけないんですけれども、積算をしておりません。前の2005年ですか、そこからの比較するものは現在、資料として持ち合わせておりません。

以上です。

○24番(堀 広子君) 私がお尋ねしてみたんですけれども、これは就学援助に対して国庫補助が13%から18%と、もうかなり減ってきているというのが実態であるようです。という意味からも、本当に地方の財政が厳しい中で就学援助費を出していらっしゃるということがあります。

しかし、現実はそのようなふうには、教育の貧困化ということも、経済的理由による貧困化が進んでおりますので、こういった国からの通知文を出されているかと思えます。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということでございます。

教育基本法の第4条には、経済的地位によって教育上差別されないとされております。また、経済的理由で就学が困難な者に対して、就学の措置を講じなければならないとして、国と地方公共団体の責任を明確にしております。また、先ほど来申し上げておりますように、学校教育法の第19条には、就学困難な児童生徒への援助は、市町村の責任とするとしておりますので、これらの法を踏まえまして……。

しかも文科省が教育の一環として位置づけられましたこのクラブ活動費、これなど中学校になりますと約2万6,500円、小学校が2,550円と大変多額な、大きい金額でございますけれども、このクラブ活動費に限らず今回3項目追加されました一部を援助できないかどうか、そこら辺の検討はいかなものなんでしょう。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） 今後さらにまた他市町村の動向を踏まえて、さらに担当部と連携をとりながら検討していきたいと考えております。

○24番（堀 広子君） 私は、他市町村を比較するのではなくて、我が町の自治という立場で検討をしていただきたいと強く思うところでございます。

次に、就学援助費の支給月の改善についてお伺いいたします。

ご答弁では、4月は大変厳しということでございましたが、例えば保育料、この保育料は、前年度の見込みで決定して4月の保育料を確定するのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

○福祉部長（小川博文君） お答えします。

保育料につきましても、源泉徴収票等を提出してもらって、それで算定する方式でございます。

○24番（堀 広子君） といいますと、確定ができるのは6月ということになりますと、7月からの保育料の支払いになっているのでしょうか。

それから、じゃ就学援助費に含まれます医療費の支援についても、前年度に認定されていれば、4月に仮の医療券が発行されているということになりますか。これはどのようになっておりますでしょうか。

○福祉部次長兼社会福祉課長（窪田広志君） お答えいたします。

生活保護の被保護世帯におきましては、もう前年度までに認定が終わっておりますので、生活保護につきましても入学準備金につきましても、3月の時点で支払うようにしております。

○24番（堀 広子君） 医療券については、いわゆる仮認定制度という形で、事前に4月からの支給になっているということでございます。

東京の板橋区の件でございますが、年度末までに就学援助の調査を行いまして、継続される方、継続希望の場合には、給食費や修学旅行費は徴収しておりません。これは4月から6月分の給食費と修学旅行費を徴収しておりません。岡山県の総社市では、所得確定前に就学援助費を支給する必要がある場合ですね、これはいわゆる生活が急変した、失業した、あるいは災害が起きたとか、あるいはまた主たる生計維持者が亡くなったとか、こういう場合に限りますけれども、前々年度の所得で仮認定をされております。

そういうことから考えまして、教育に貧困の格差があってはならないということから、東京そして岡山県のように住民の立場に立った仮認定制度、こういった制度を始良市におきましても導入する考えは、検討していく考えはないかお伺いいたします。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） 確かにおっしゃるように、新学期が始まる段階で、一定の準備が必要になることはもう理解できるんですけども、学校のさまざまな納付金については、何か何でも4月に払えというような、そんなものでは、そんなに多くはないようでございます。一定の期間の猶予があって、その後の支払いで可能となるように取り計らっていると考えているところでございます。

仮払いすると、先ほどありましたけれども、所得額等で適用外であるとか、返金してもらわなければならないとか、いろいろそういった混乱が予想されるということから、事務の適正な手続をやっばり考慮しても、第1回目を現在の7月支給というふうに考えるのが妥当かなと考えているところです。

○24番（堀 広子君） 確かに、生活の急変ってなる対象者っていうのは少ないかと思います。少ないからこそ、こういう人たちも救っていく、それが地方自治の精神ではないかと思います。前向きに検討していただきたいと思いますが、その考えはいかがですか。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） 真剣に研究していきたいと思います。

○24番（堀 広子君） 私は、基本的には子育てとか教育っていうのは、やはりこれは国がしっかりと政策を持つべきだと思っております。しかし、今この現に国が補助金を削ってきたり、あるいは削ってきていることによりまして市は大変厳しい財政の状況でございます。だからといって、子どもたちに本当に痛い思いをさせてはならないことだと思っております。やはり住民の立場で、本当に困っている人たち、こういう少ない人たちでありましても、政策をつくっていく。いわゆる東京や岡山県のように、安心して学べるように、政策を、いわゆる手続のルールっていうんでしょうか、そういったものをつくっていくということが、地方自治の精神ではないかと思います。ぜひ前向きに検討をさせていただきますことをと思いますが、教育長いかがお考えでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 親の経済力によって、子どもがその能力を開花できないということは、これは先進国であってはならないと思っております。また、親の経済力に関係なく意欲と努力があれば、いつでも社会の中で逆転できると、そういった社会が活力があって、活気にみなぎる社会になっていくんだろうと思います。

先ほどからご質問ございますけれども、子どもの教育、少なくとも義務教育に関して、やはり平成17年度から準要保護費というのは一般財源化されいるわけでございまして、財政の豊かな市町村に居住すれば、そういった恩典があって、財政がそうじゃないところに居住すれば、その恩典に浴さないという制度というのは、これはやっぱり少なくとも義務教育を全うするという上では、これは妥当じゃないというふうに考えております。

やはり財政的な豊かさというのでないということに関係なく、これは国家的にやっぱり保障してやるべき措置であるというふうに考えております。したがいまして、準要保護世帯にも教育費に関しては、要保護世帯並みのやはり基準とする場合に、やっぱり国庫補助金としてきちんと明確に措置すべきであるというふうに考えております。

○24番（堀 広子君） わかりました。次に移ります。

介護保険の改定の内容と問題点についてお尋ねいたします。

現在の介護保険での訪問、通所サービスなどの事業には、質を担保する法令上の全国一律の基準がございまして。しかし、今回の総合事業には、そうした基準は全くございません。市町村が事業費の上限を超えないように、安上がりな方法を選ぶとするならば、サービスの質が低下するということにならざるを得ません。いわゆる費用を減らすために生活援助やデイサービスを有料のボランティアに置

きかえることも考えられてまいります。

ところでお尋ねいたしますが、利用料はどのようになるのでしょうか。今回のこの改定によりまず利用料はどうなるのか、お尋ねいたします。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

介護保険の利用料につきましては、基本的に1割というのが介護給付費の利用料でございますが、今回創設されるこの日常生活支援総合事業は、地域支援事業の中で行われるということでございますので、必ずしもこの1割ということにはならないのではないかなというふうに考えております。負担ということ言えば、ちょっとふえるのかなというふうには考えております。

以上です。

○24番（堀 広子君） おっしゃるように地域支援事業として、自治体のほうで判断することになりますので、今までの1割負担よりも高くなることも考えられるということになりますね。その地域支援事業費についてですが、要支援の人たちの介護給付費は、給付費全体のこれは全国では5.9%を占めておりますけれども、今、始良市では何%でしょうか。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

地域支援事業の中には介護予防事業、それから包括的支援事業、任意事業というふうにございまでも、枠でいいますと3%以内というのがこれは国のほうで決まっております、現行、始良市の地域支援事業費としましては、2.2%ということでございます。

以上です。

○24番（堀 広子君） 改定では3%以内と制限しておりますが、それよりも始良市は、現時点ではもう既に低いということですが、これは基準はどのようになっておりますか。もっと高いのでしょうか。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

地域支援事業の中で、特定高齢者事業、あるいは配食事業、その他見守り事業という割と独自色の強い事業が実施できるわけですが、これを実施していくということになれば、当然この枠を超えていくということになるかと思えます。

そういうことで、給付費に占める割合として3%という率が決まっておりますけれども、始良市としては、3%以内で順調な枠組みで運営できているのではないのかなというふうに考えております。

○24番（堀 広子君） わかりました。

今回の改定によりまして、大きく変わりますのは、要支援と認定された場合、市町村の判断で介護保険給付を受けられる人と保険から外れる人が生まれることとなりますが、そのとおりでしょうか。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

答弁の中でも申しておりますけれども、この今回の制度は、選択利用する意思というのを最大限に

尊重すると、市町村の判断ということになりますけども、利用者の意思というのも最大限に判断するというようなこともございますので、始良市の場合は、総合的な部分でいいますと、配食事業、見守り事業も現実的にやっておりますので、要支援の軽度の方々の方が制度が変わることで不安を抱かないようにということで、当分は現行のままでいきたいという回答をさせていただいております。

以上です。

○24番(堀 広子君) これは市町村で導入することの判断をするわけなんですけど、現在は要支援と認定されますと、介護給付を使ってヘルパーなどの利用をすることができます。ホームヘルパーの援助っていいものは、利用者に関係を築きながら生活援助を行うなどで、身体や心の状況、生活環境に応じて、働きかけて生活への意欲を引き出す。いわゆるこういう大事な仕事をする専門職だというふうに思います。

これがどう変わるのか。この専門職のホームヘルパーの援助で、話をしながら献立を考えたりそして食事をしていた方が、有料の弁当配達に置きかえられたり、また安否確認は専門職の訪問から近所の人の訪問に置きかえられると、こういったことが起きるんじゃないかと思いますが、その点はどのようになりますでしょうか。

○福祉部長(小川博文君) お答えいたします。

今回の改正でいきますと、総合的な日常生活の支援ということで、改正の趣旨としまして、従来の手法であれば、ただいま議員申されましたとおり、訪問介護あるいは通所介護という介護予防事業の枠だけでは、サービスが十分でない方々に対して、この日常生活支援総合事業というほうへの意向という改正でございますが、今おっしゃったように、例えばホームヘルパーの訪問介護でいきますと、1時間でいきますと2,100円ぐらいのこれは介護報酬がつくわけでございますが、有料の弁当を買うとなると500円、600円ぐらいで済むということになりまして、包括的な単価の割合でいくと、食にかける状態の方を救うということになれば、給食で済むということにはなりますけども、今議員仰せのとおり、そこにホームヘルパーが行くことで、食事をつくるというのは、単価は高くなりますけども、ある程度そういう議員仰せの部分は出てくるのではないかとというふうには考えております。

以上です。

○24番(堀 広子君) そうなりますと、ホームヘルパーさん等の専門職の役割という観点から考えましたときには、高齢者から自立心を奪ったり、あるいは保険サービスを縮小することになるのではないかと考えるところでございます。介護予防という立場から考えましても、予防どころか要介護状態をふやすことになるのではないかと懸念するところでございます。

2006年の改定で、予防給付事業が始まって、サービス量が減らされました。その制度は十分検証することもなくて、さらにサービスを抑制するのが今度の改定でございます。これではますます高齢者にとりましては、保険料はどんどん上がるのに、利用は期待できないと、こういうことになっていくのではないかと思います。

ご答弁に、当面総合事業を導入することについては見合わせる方向で検討しているというご答弁でございますが、「当面」というふうでございますが、これは何か問題の解決ができれば総合事業に移ると、実施するつもりということも含まれているのでしょうか。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

平成24年度から事業という新しい介護保険法改正に伴う事業でございますので、始良市としましては、要介護軽度の方々が不安なく過ごせるということを重視しての決断でございまして、当面と申し上げましてるのは、当然そういう制度として、国の制度としてできた制度でございますので、あながちそう否定もできないわけでございますから、そういう状況を見ながら判断させていくという意味でお答えさせていただきました。

以上です。

○24番（堀 広子君） わかりました。

次の医療行為の件でお尋ねいたします。

今回のこの医療行為の件ですが、重大なことは、今後法律を変えなくても、介護職員が行う医療行為の範囲を拡大することができるようになるということだと思います。厚生労働省が示す地域包括ケアシステムの構想は、高齢化がピークに達する2025年ですね、これまでに実現を目指すもので、人材の効率的な配置を進めるため、医師、看護師は急性期の医療機関に重点的に配置し、介護職が基礎的な医療的ケアを担うとされております。

今回の改正は、その一步を踏み出すものですが、専門教育を受けた有資格のみが行える医療行為を介護職員に補わせるということは、私は、高齢者の命の安全を脅かすことになるかと思えます。ご答弁によりますと、介護職員が安心できる仕組みづくりをするために、対策として研究及び医療機関との連携体制の充実を図る必要があるというふうにお答えいただいておりますが、私はこの対策をとる前に、大切なことは介護の現場での医療体制を強化する、このことが大事だと思っております。看護師をもっとふやす、これも一つの対策かと思えます。これは大事なことだと思います。

次に移ります。

介護保険料の件でございますが、介護保険料というのは、高齢者がふえますと保険料は上がる仕組みになっております。今回の改定で、値上げを少しでも抑えるために、この措置を示しているわけですが、保険料上昇の緩和策として、法の改正は県の財政安定化基金を取り崩す規定を設けて、これは24年度限りとなっております。そして市町村の介護給付費準備基金の取り崩し、これを合わせて保険料の上昇を平均月額5,000円程度に抑えるとしております。現在、年額4万8,000円から幾らになるかと計算しましたら、約6万円になるんですね。月額にいたしますと、5,000円に抑えた場合がそういうこととなりますね。始良市の来年度の保険料を幾らというふうに見込んでおられるのかお尋ねいたします。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

答弁でも述べておりますけれども、現在、介護保険事業行政推進協議会のほうで、さまざまな議論をいただいているところでございますが、来年度から26年度までの保険料を策定していかなければならないわけですが、まずは介護サービスの見込み量調査といたしますか、高齢者等実態調査をしております、その中で、サービスを望むサービス等の調査もしておりますので、高齢者がふえていく中で認定者もふえてまいりますけれども、始良市のどれぐらいの介護基盤が必要なのかという見込み量調査をいたしまして、それを数字として上げまして、介護保険の算定措置等によりまして保険料を

推定していくということになります。今、議員仰せのとおり、国のほうでは5,000円程度というのも新聞報道をされているようでございますけども、始良市においても現行、まだ推計というのは出ておりません。しかしながら、この数字が少しでも安価になるように、基金等の取り崩しをしながら、対策を講じていきたいというふうには考えております。

以上です。

○24番(堀 広子君) 今見込み調査をされてるってということで、まだわからないということですが、基金残高の件でお尋ねいたします。

財政安定化基金は、今お幾らぐらいありますでしょうか。それから、準備基金は幾らあるのかお尋ねいたします。

○福祉部長(小川博文君) お答えいたします。

財政安定化基金というのは、県のほうに国、県、市で積み立てている額でございますが、鹿児島県が現在63億1,800万円を積み立てております。国、県、市町村で3分の1ずつということでございますから、県内の市町村分の拠出累計額としては21億600万円ということでございます。

以上です。

○議長(兼田勝久君) 市の介護給付準備基金、続けてお願いします。

○福祉部長(小川博文君) 申しわけございません。始良市が今、基金として持っております準備基金としましては、1億6,800万円でございます。

以上です。

○24番(堀 広子君) これは当然、介護保険特別会計で生じた剰余金でございますので、不足したときに取り崩すということになっております。そういう意味からいたしましても、大体、今回設定される額よりもできるだけ低目に抑えるために、この準備基金を取り崩していくと、そういうことを望むところですが、これは3年間ずっと準備基金を年次的に取り崩していくことになるのでしょうか。

○福祉部長(小川博文君) お答えいたします。

3年間の介護保険料は一律で決めますので、この給付費はしかし年々伸びていきますので、取り崩す額はその年度によって違うかもしれませんが、保険料自体は平準化されるように計画をしていきたいと考えております。

以上です。

○24番(堀 広子君) 最後に、今回の改定についてでございますけれども、介護崩壊とまで言われる深刻な介護の危機に背を向けて介護保険からの給付費を減らし、そのための介護保険制度を重度者向けにシフトさせる制度の見直しでございます。国の責任を後退させて、保険あって介護なしを一層進めるものであります。

経済産業省の産業構造審議会基本政策部会は、経済成長と持続可能な社会保障のために、軽度者を介護保険から除外するよう求める報告書をまとめております。軽度者にとって命綱とも言える生活援助の切り捨ては、あってはならないこととございます。総合事業の実施を決めるのも、そのサービスの内容を定めるのも、これは市町村の判断とございます。軽度の介護サービスを引き続き介護給付するよう求めるものとございます。

次に移ります。

歯周疾患定期検診の件でございますが、県内の定期検診の実施状況はどのようになっているのか、まずお尋ねいたします。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

県内43市町村のうち34が実施してる状況でございます。

以上でございます。

○24番（堀 広子君） 歯周病は、単なる口の病気だというふうにとらえがちでございますけれども、実際は、歯周病によって歯周組織が破壊されて、歯周病菌が血管を通じて体内に入りやすくなって、血液を通して前進を周り、さまざまな影響を及ぼすことがわかっております。歯周病との関係が指摘されている疾患には、狭心症、それから心筋梗塞、糖尿病、誤嚥性肺炎、低体重児の出産と早産など健康への影響があると、このように言われておりますが、昨年、県が歯周疾患予防に関する意識調査をされております。その結果について少し触れます。

歯周病と全身の健康との関連について、知っていると答えた人は約80%おられます。しかし、歯周疾患検診という言葉を知っている人は何と25%、大変低い認知であることがわかっております。さらに、予防のために定期検診を受けている人は19%で、特に何もしないという人は29%であります。このように、歯周疾患予防に対する意識が本当に低いということが、結果としてあらわれているようでございます。

また、先月ありました国保運営審議会の資料を見ますと、昨年5月の診療件数で一番多いのが高血圧性の疾患、そして2番目が歯周病と歯周炎と虫歯の診療となっております。

兵庫県の国保団体連合会の調査によりますと、70歳以上で自分の歯が20本以上残っている人と、4本以下の人の身体の病気で費やす医療費を比べておられます。医療費がどう違うかといいますと、1カ月に9,000円も20本以上ある人は少ないと、9,000円も少ないという結果が出ております。働いている人は、どうしても受診率が低いと思います。定期的検診で意識を高めて啓発をすることで、歯周病の予防と将来の医療費の削減にもつながると思います。

今、協議されているということとございますが、これまでの検診対象は、節目の40歳とか50歳になっておりますが、今協議されております内容の対象者はどのようになっていますでしょうか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えいたします。

年齢でいきますと、40歳以上から70歳までの10歳刻みという形で協議中でございます。

以上でございます。

○24番（堀 広子君） 最後に、医療費削減と市民の健康増進のために、住民に歯周疾患に関する知識、それから啓発と歯周疾患の定期検診を節目の40歳、50歳、60歳、70歳にも広げて実施されることを望みまして、私の質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） これで、堀広子議員の一般質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。
したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。
なお、次の会議は明日午前9時から開きます。

（午後4時06分散会）